【公開版】

日本原燃株式会社										
資料番号	遮蔽 00-02 <u>R 1</u>									
提出年月日	令和3年8月26日									

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(遮蔽) (MOX燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第22条 遮蔽」に関して、 基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明す べき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象 外)。
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

遮蔽00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(遮蔽)】

	別紙	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev)拥 行
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	<u>8/26</u>	<u>1</u>	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	8/26	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	<u>8/26</u>	<u>1</u>	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	<u>8/26</u>	<u>1</u>	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	<u>8/26</u>	1	
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	6/25	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

備考

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (1/9)

技術基準規則

(遮蔽)

第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

遮②

【許可からの変更点等】

技術基準規則に従い放射線障害の対象を外部放射線に限定(許可基準規則では遮蔽等となっており、内部被ばくを排除していない)。また、線量限度を満足するために必要な遮蔽その他適切な措置の一つである作業管理について明文化。

設工認申請書 基本設計方針

第1章 共通項目 7. 遮蔽

7.1 遮蔽設計の基本方針

安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。 遮①

(当社の記載)

<不一致の理由> 規則適合させるための設計方針を記載。

(1) 安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な遮蔽設備を適切に設置すること、主要な線源となる貯蔵設備を取り扱う設備を地下階に設置すること及びMOX燃料加工施設から周辺監視区域境界までの距離を確保することとあいまって、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回るような遮蔽設計とする。

(2) MOX燃料加工施設内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。遮③

事業変更許可申請書 本文(ロ) 放射線の遮蔽に関する構造

周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の遮蔽等の対策を講ずる。 遮

【許可からの変更点等】線量を低減する方法を具体化。

(1) 平常時の直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じた設計とする。 ③

(当社の記載)

<不一致の理由>

主要な線源となる貯蔵設備を地下階に 設置することにより公衆の線量を低減 することはMOX燃料加工施設固有の特 徴であることから記載。

- (2) 管理区域その他MOX燃料加工施 設内の人が立ち入る場所における外部 被ばく及び内部被ばくによる線量を低 減できるよう、遮蔽その他適切な措置 を講じた設計とする。遮③
- ① 遮蔽その他適切な措置としては, 従事者の作業性等を考慮し,遮蔽及 び機器を配置する設計とするととも に,遠隔操作を可能とし,放射性物 質の漏えい防止対策及び換気を行う ことにより,所要の放射線防護上の 措置を講ずる設計とする。田

(2) 放射線遮蔽

(2) 放射線遮敝
① 基本的な考え方

MOX燃料加工施設の遮蔽設計は、周辺 監視区域外の線量及び従事者の線量が、 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事 業に関する規則等の規定に基づく線量限 度等を定める告示」(以下「線量告示」 という。)で定められた線量限度を超え ないようにするとともに、公衆の線量及 び従事者の立入場所における線量が、合 理的に達成できる限り低くなるようにす

事業変更許可申請書 添付書類五

このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。

ることを基本とする。 �

a. 安全機能を有する施設は、通常時に おいてMOX燃料加工施設からの直接 線及びスカイシャイン線による周辺監 視区域外の線量が、線量告示で定めら れた線量限度を超えないようにすると

れた線量限度を超えないようにすると ともに、合理的に達成できる限り低く

(発電炉の記載)

<不一致の理由> 年間 50 μ Gy は発電炉の技術基準規則の 解釈にて目標としている基準である が、加工施設には同様の基準がない。

b. 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内における放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講ずる。

第2章 個別項目

2. 換気設備, 生体遮蔽装置等

発電炉 工認 基本設計方針

2.3 生体遮蔽装置等

(発電炉の記載)

<不一致の理由>

キャスク未設置の発電炉では、評価をガンマ線に限定しているが、MOX 燃料加工施設は、ガンマ線だけでなく中性子線の影響も考慮する必要があるため、ガンマ線に限定した記載としない。

設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線による発電所周辺の空間線量率が、放射線業務従事者等の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽等を適切に設置すること及び発電用原子炉施設と周辺監視区域境界までの距離とあいまって、発電所周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回る、空気カーマで年間50 μGy を超えないような遮蔽設計とする。

発電所内における外部放射線による放射 線障害を防止する必要がある場所には, 通常運転時の放射線業務従事者等の被ば く線量が適切な作業管理とあいまって, 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事 業に関する規則等の規定に基づく線量限 度等を定める告示」を満足できる遮蔽設 計とする。

【凡例】

下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング:発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

: 発電炉との差異の理由

____: 許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (2 / 9)

技術基準規則 備考 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉 工認 基本設計方針 ② 従事者の立入時間等を考慮し, 遮 c. MOX燃料加工施設において、従事 遮蔽設計は、実効線量が1.3 mSv/3 月 (3) 放射線業務従事者の立入頻度及び 蔽設計の基準となる線量率を設定す 者が立ち入る場所については、従事者 間を超えるおそれがある区域を管理区域 【許可からの変更点等】 立入時間を考慮し, 遮蔽設計の基準とな るとともに、管理区域を線量率に応 の立入時間等を考慮して, 遮蔽設計の としたうえで、日本電気協会「原子力発 立入時間等について対象を明 る線量率を設定するとともに,管理区域 じて適切に区分し,区分ごとの基準 基準となる線量率を適切に設定すると 電所放射線遮へい設計規程(IEAC4 確化。 を線量率に応じて適切に区分し、区分ご 線量率を満足する設計とする。 遮 ともに、管理区域を線量率に応じて適 615)」の通常運転時の遮蔽設計に基 との基準線量率を満足するよう遮蔽設備 切に区分し,これを満足するように遮 づく設計とする。 を設置する設計とする。 遮③ 【許可からの変更点等】 (発電炉の記載) 基準線量率を満足する方法と <不一致の理由> して遮蔽設備を設置すること 発電炉は,技術基準規則において,日本電 (当社の記載) を明確化。 気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規 <不一致の理由> 程」(JEAC4615-2008) を適用する要求が 加工施設の許可基準規則に対応し, あるが、加工施設においては、同様の要求 管理区域を区分する旨を記載。 がないため。 【許可からの変更点等】 ④ 遮蔽材は、主としてコンクリート 生体遮蔽は、主に一次遮蔽、二次遮蔽、 発電炉の記載構成を考慮し, 遮蔽設備は, 主に建屋壁遮蔽, 遮蔽 中央制御室遮蔽及び緊急時対策所遮蔽か を用いる。② 遮蔽設備の構成を記載。 扉,遮蔽蓋,グローブボックス遮蔽,補 ら構成し、想定する通常運転時、運転時 助遮蔽から構成する。 の異常な過渡変化時, 設計基準事故時及 び重大事故等時に対し、地震時及び地震 (発電炉の記載) <不一致の理由> 後においても,発電所周辺の空間線量率 地震に関する記載は他条文「第六条 の低減及び放射線業務従事者等の放射線 【許可からの変更点等】 地震による損傷の防止」にて記載。 障害防止のために、 遮蔽性を維持する設 技術基準規則の要求を考 計とする。 慮し,対象を変更した。 (以下同じ) ③ 放射線を遮蔽するための壁,床, d. 建屋壁遮蔽に開口部又は貫通部があ 生体遮蔽に開口部又は配管その他の貫通 (4) 遮蔽設備に開口部又は貫通部があ る場合で、開口部又は貫通部により遮 部があるものにあっては、必要に応じて 天井に開口部又は貫通部があるもの (発電炉の記載) る場合で、開口部又は貫通部により遮蔽 **蔽設計の基準となる線量率を超えるお** 次の放射線漏えい防止措置を講じた設計 に対しては, 遮蔽設計の基準となる <不一致の理由> 設計の基準となる線量率を超えるおそれ それのある場合には、以下に示すよう とするとともに、自重、附加荷重及び熱く 線量率を満足するよう, 必要に応 自重, 附加荷重及び熱応力 のある場合には,以下に示すような放射 な放射線の漏えいを防止するための措 じ,放射線漏えい防止措置を講ずる 応力に耐える設計とする。 の記載は発電炉の技術基準 線の漏えいを防止するための措置を講 置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量 ・ 開口部を設ける場合, 人が容易に接近 設計とする。 ③ の要求であるが、加工施設 には同様の要求がない。 じ, 遮蔽設計の基準となる線量率を満足 率を満足する設計とする。 できないような場所(通路の行き止まり する設計とする。 (a) 建屋壁遮蔽を貫通する搬送路, 部, 高所等) への開口部設置 ・建屋壁遮蔽に開口部を設ける場合、 ・貫通部に対する遮蔽補強(スリーブと ダクト,配管については、開口部及 配管との間隙への遮蔽材の充てん等) 人が容易に接近できないような場所 び貫通部が線源を直接見通さないよ (通路の行き止まり部、高所等) へ うな場所に設置する。 ・線源機器と貫通孔との位置関係によ 【許可からの変更点等】 (b) 建屋壁遮蔽の開口部及び貫通部 り、貫通孔から線源機器が直視できない 人が容易に接近できないよう 設置する。 な場所の例示であり、記載の ・遮蔽設備の開口部及び貫通部には、 には, 遮蔽扉, 遮蔽蓋又は補助遮蔽 2か所には限定されないこと 遮蔽扉,遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置 を設置する措置を講ずる。 遮④ から等を記載。 する措置を講ずる。 ・遮蔽設備を貫通する搬送路、ダク ト,配管については、開口部及び貫 通部が線源を直接見通さないような 場所に設置する。 瀌④

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (3 / 9)

壮华甘淮 相則		事 类亦再款司由建事。	事 类亦更实可由建康 <i>添</i> .	交命に 一つ 甘土乳乳土丸	/ 世 ·
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 ⑤ 遮蔽設計に当たっては, 遮蔽計算	事業変更許可申請書 添付書類五 e. 遮蔽設計に当たっては,設備・機器	発電炉 工認 基本設計方針	備考
	(5) 遮蔽設計に当たっては,遮蔽計算	で <u>燃散設計にヨたっては、感散計算</u> に用いる線源、遮蔽体の形状及び材	の核燃料物質の取扱量、核燃料物質中		
【許可からの変更点等】	に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、	質、計算誤差等を考慮し、十分な安	のプルトニウム富化度、核分裂生成物		
「計算誤差等」については、	計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を	全裕度を見込む。また、遮蔽計算に	の含有率並びに子孫核種の寄与も考慮		
事業指定基準規則の解釈の表	見込む。また、遮蔽計算においては、許	おいては、許認可において使用実績	したプルトニウム及びウランの仕様を		
記に基づく用語であること及 び列挙した場合煩雑になるた	認可において使用実績があり、信頼性の	があり、信頼性のある計算コードを	遮蔽設計上厳しい条件で設定するとと		
め許可の記載を用いた。	ある計算コードを使用する。 遮⑤	使用する。 遮⑤	もに, 遮蔽体の形状及び材質を考慮		
			し、十分な安全裕度を見込んで評価を		
			行う。また,遮蔽計算においては,許		
	(当社の記載) <不一致の理由>		認可において使用実績があり、信頼性		
	加工施設の許可基準規則に対応し、遮 ・ 一蔵計算に係る方針を記載。		のある計算コードを用いる。 �		
		(3) 設計基準事故に対処するための機	f. 設計基準事故に対処するための機器		
		器を設計基準事故の発生を感知し、自	を設計基準事故の発生を感知し、自動		
		動的に起動する設計とすることによ	的に起動する設計とすることにより,		
		り、運転員の操作を期待しなくても必	運転員の操作を期待しなくても必要な		
		要な安全上の機能が確保される設計と	安全上の機能が確保される設計とす		
		する。また、設計基準事故時において も、過度な放射線被ばくを受けないよ	る。また,設計基準事故時において も,過度な放射線被ばくを受けないよ		
		う遮蔽機能を確保することで中央監視	う遮蔽機能を確保することで中央監視		
		室、制御第1室及び制御第4室におい	室、制御第1室及び制御第4室におい		
		て施設状態の監視等に必要な操作を行	て施設状態の監視等に必要な操作を行		
		うことが可能な設計とする。	うことが可能な設計とする。 ◆		
			② 遮蔽設計の基準となる線量率		
			従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設		
			計の基準となる線量率は、従事者の立入		
			時間等を考慮して、以下のとおり設定す		
			る。 以下に示す立入時間又は作業時間は,		
			毎週必ず立ち入る時間を示すものではな		
			く、立入りに際しては線量当量率、作業		
			に要する時間、個人の線量等を考慮す		
			る。遮蔽設計の基準となる線量率の区分		
			を添5第3図に示す。		
			a. 管理区域外に対する遮蔽設計の基準		
			となる線量率は、2.6μSv/h とする。		
			b. 管理区域内における遮蔽設計の基準 となる線量率は、以下のとおりとす		
			こなる豚里学は、以下のこわりこり		
			(a) 核燃料物質を取り扱う設備・機		
			器を設置しない部屋は、以下のとお		
			りとする。		
			i. 制御室, 廊下等においては, 週		
			40 時間程度の立入時間を遮蔽設計		
			上想定し、12.5 μ Sv/h とする。		
			ii. 現場監視第1室等においては、週		
			10 時間程度の立入時間を遮蔽設計		
			上想定し, 50 μ Sv/h とする。 (b)核燃料物質を取り扱う設備・機器		
			を設置する部屋は、以下のとおりと		
			で以直りる即座は,以下のこわりこ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (4 / 9)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉 工認 基本設計方針	備考
			する。		
			i. 粉末調整第1室、ペレット加工第		
			1室,燃料棒加工第1室等は以下の		
			設計を行う。		
			核燃料物質を取り扱う設備・機器		
			は、制御室から遠隔又は自動で運転		
			を行える設計とし、従事者がこれら		
			の設備・機器の保守及び点検を行う		
			際には、核燃料物質を設備・機器か		
			ら一時保管設備又は貯蔵設備へ搬送		
			できる設計とする。		
			このため、これらの設備・機器を		
			設置する部屋の遮蔽設計の基準とな		
			る線量率は、一時保管設備及び貯蔵		
			設備を線源とし、週 10 時間程度の		
			作業時間を遮蔽設計上想定し、作業		
			位置で 50 μ Sv/h とする。		
			ii. 分析第1室等においては、核燃料		
			物質がグローブボックス内に存在し		
			た状態で、運転員が当該グローブボ		
			ックスを介し、作業を行う。		
			このため, 遮蔽設計の基準となる		
			線量率は、グローブボックス内の核		
			燃料物質を線源とし,週 10 時間程		
			度の作業時間を遮蔽設計上想定し,		
			作業位置で 50 μ Sv/h とする。		
			iii. 粉末一時保管室, 燃料集合体貯蔵		
			室等においては、従事者の通常作業		
			を想定しないため, 遮蔽設計の基準		
			となる線量率を>50 μ Sv/h とす		
			る。		
			ただし、これらの部屋で作業する		
			必要がある場合には、線量当量率の		
			測定,線源の移動,作業時間の制		
			限,放射線防護具の着用等の放射線		
			被ばく管理を実施する。 ◆		
			③ 遮蔽設備		
			MOX燃料加工施設には、敷地周辺の		
			公衆又は従事者の被ばくを低減するため		
			以下の遮蔽設備を設ける。		
			MOX燃料加工施設の遮蔽の主要設備		
			の仕様を添5第9表に示す。		
			a. 建屋壁遮蔽		
			建屋壁遮蔽は、建屋壁及びスラブで構		
			成する構築物であり、工程室内、燃料集		
			合体貯蔵室内等の核燃料物質からの放射		
			線を低減するためのもので、コンクリー		
			トの遮蔽体で構成する。		
			b. グローブボックス遮蔽		
			グローブボックス遮蔽は、グローブボ		
			ックスに付設するものであり、グローブ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (5 / 9)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉 工認 基本設計方針 ボックス内で取り扱う核燃料物質からの 放射線を低減するためのもので、含鉛メタクリル樹脂の遮蔽体で構成する。 c. 遮蔽扉及び遮蔽蓋	備考
タクリル樹脂の遮蔽体で構成する。	
c. 遮蔽扉及び遮蔽蓋	
遮蔽扉及び遮蔽蓋は,建屋壁遮蔽の開	
口部に設置し、工程室内、燃料集合体貯	
蔵室内等の核燃料物質を取り扱う設備・	
機器からの放射線を低減するためのもの	
で、コンクリート、ポリエチレン、ステ	
ンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。	
d.補助遮蔽	
補助遮蔽は、上記(3)①②③以外の遮	
蔽であり、核燃料物質を内蔵する設備・ 機関ならの放射物質を内蔵する設備・	
機器からの放射線を低減するためのもので、ポリエチレン、鉛、ステンレス鋼又	
は鋼材の遮蔽体で構成する。	
④ 遮蔽設計に用いる線源	
遮蔽設計に用いる線源は、遮蔽設計上	
厳しい条件となるように以下のとおり設	
定する。	
a. 線源の仕様	
(a) プルトニウム富化度	
原料粉末受入工程の設備は 60% と	
し、粉末調整工程は設備に応じて	
60%, 33%又は 18%, ペレット加工	
工程の設備は18%,燃料棒加工工程	
の設備はBWR型の燃料棒 17%, P	
WR型の燃料棒 18%, 燃料集合体組 立工程以降の設備については燃料集合	
体平均プルトニウム富化度でBWR型	
11%, PWR型 14%と設定する。	
(b) プルトニウム及びウラン	
原料MOX粉末は再処理施設から受	
け入れるため、プルトニウム及びウラ	
ンの仕様は、再処理施設で1日当たり	
再処理する使用済燃料の仕様による。	
使用済燃料の遮蔽設計用の燃料仕様は	
以下のとおりである $^{(1)(2)(3)(4)}$ 。	
項目	
照射前燃料濃縮 最低 3.5% (注1)	
度	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (6 / 9)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉 工認 基本設計方針 備考
			最高 BWR型 40 MW/t・Upr (注2) PWR型 60 MW/t・Upr 最低 BWR型 10 MW/t・Upr PWR型 10 MW/t・Upr
			使用済燃料集合 体平均燃焼度 Upr
			原子炉停止時か ら再処理までの
			注1 質量百分率を示す。以下同じ。 注2 t・Upr は,照射前金属ウラン換 算質量を示す。以下同じ。
			プルトニウム及びウランの仕様は、 子孫核種の寄与も考慮して、ガンマ線 又は中性子線について、遮蔽設計用の
			燃料仕様の範囲のうちそれぞれ最大の 線量率又は最大の中性子発生数となる 次の燃料仕様 ⁽⁵⁾ から設定する。
			ガンマ線 中性子線
			プルトニ ウラン プルト ウム ウラン ニウム 燃料型 PWR PWR BWR
			照射前 3.5% 3.5% 3.5%
			比出力 60MW /t・Upr 10MW /t・Upr 使用済 15.8 W
			燃料集 45GW 45GW d/t・Upr d/t・Upr b/燃焼 45GW d/t・Upr b/燃焼 45GW d/t・Upr b/m d/t・Up
			原子炉 停止時 から再 <u>処理ま</u> 10 年 4 年
			再処理 施設に おける 精製後
			(c) 核分裂生成物等 原料MOX粉末中に不純物として含 まれる核分裂生成物の含有率は、ウラ

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (7/9)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	 備考
20111022 1 77870	The state of the s	4 //6262681 4 1 8/4 11 1 2 4	ン1g·HM当たり1.85×10 ⁴ Bq, プル	 P114 3
			トニウム 1 g・HM当たり 4.44×10 ⁵ Bq	
			とし、ルテニウムとロジウムで代表す	
			る。	
			また, ウラン1g·HM当たりプルト	
			ニウム及びネプツニウムがそれぞれ	
			$7500lpha\mathrm{dpm}$ 含まれるものとする $^{(14)}$ 。	
			b. 線源強度	
			(a) ガンマ線	
			ガンマ線の線源強度は, a. に基づ	
			き ORIGEN-2 ⁽⁶⁾ コードにより設定す	
			る。	
			また、プルトニウム及びウランの子	
			孫核種の寄与も考慮するため、最大の	
			線量率となるように再処理施設での精	
			製後の期間を設定する。	
			原料MOX粉末のガンマ線エネルギ	
			ースペクトルを添5第10表に示す。	
			(b) 中性子線	
			中性子線の線源強度は、a. に基づ	
			き ORIGEN-2 コードにより設定する。	
			また,プルトニウムの子孫核種の寄 与も考慮するため,最大の中性子発生	
			数となるように再処理施設での精製後	
			数となるように丹処理施設 (の情報後) の期間を設定する。	
			中性子線のエネルギースペクトル	
			は、主要な発生源であるプルトニウム	
			-239 の中性子核分裂反応によって発	
			生する中性子線のエネルギースペクト	
			ルとする。 ③	
			, , , , , ,	
			⑤ 線量率換算係数	
			ガンマ線線束から実効線量率への換算係	
			数は, ICRP Publication 74 ⁽⁵¹⁾ によるガン	
			マ線フルエンスから空気カーマへの換算係	
			数及び「放射線を放出する同位元素の数量	
			等を定める件(平成 12 年科学技術庁告示	
			第5号)」に示された空気カーマから実効	
			線量への換算係数から算出する。中性子線	
			線束から実効線量率への換算係数は、「放	
			射線を放出する同位元素の数量等を定める	
			件(平成12年科学技術庁告示第5号)」	
			に示された換算係数から算出する。 ◆	
			(-) 7 0 W 0 D A = [=]	
			(二) その他の安全設計	
			(1) 放射性物質の移動に対する考慮	
			②放射線遮蔽	
			核燃料物質の移動通路は原則として、	
			核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置	
			する部屋内にあり、移動に際しては、原即はして制御客から、清原、自動で移動	
			則として制御室から、遠隔・自動で移動	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (8 / 9)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉	工認 基本設計方針	備考
			が行える設計とする。なお、移動のため			
			近接作業を行う場合には、必要に応じ適			
			切な放射線被ばく管理を行う。⑤			
			規則の適合性			
			適合のための設計方針			
			第1項について 安全機能を有する施設は,通常時に			
			おいて加工施設からの直接線及びスカ			
			イシャイン線による周辺監視区域外の			
			線量が合理的に達成できる限り低減で			
			きるよう、遮蔽設計を行う。			
			第2項について			
			安全機能を有する施設は、工場等内			
			における放射線障害を防止する必要が			
			ある場合には、次の方針に基づく。			
			第一号について			
			安全機能を有する施設は、管理区域			
			その他工場等内の人が立ち入る場所に			
			おける線量を低減できるよう,以下の			
			措置を講ずる。			
			a. 遮蔽			
			管理区域その他加工施設内の人が			
			立ち入る場所については、従事者の			
			立入時間等を考慮し、遮蔽設計の基			
			準となる線量率を適切に設定すると			
			ともに、管理区域を線量率に応じて			
			適切に区分し、これを満足するよう			
			に 遮蔽設備を設ける設計とする。 また, 開口部又は貫通部がある場			
			合で、開口部又は貫通部により遮蔽			
			設計の基準となる線量率を超えるお			
			それのある場合には、遮蔽設備等に			
			より放射線の漏えいを防止する設計			
			とする。			
			遮蔽計算に当たっては、加工施設			
			の特徴を考慮し, 遮蔽設計上厳しい			
			結果を与えるように計算する。			
			b. 遠隔操作			
			核燃料物質を取り扱う設備・機器			
			は、制御室から遠隔又は自動で運転			
			を行える設計とする。また、従事者がこれらの記憶・機器の保守及び与			
			がこれらの設備・機器の保守及び点 検を行う際には、核燃料物質を設			
			(横を引う除には、核燃料物質を設備・機器から一時保管設備又は貯蔵)			
			設備へ搬送できる設計とする。			
			c. 放射性物質の漏えい防止			
			放射性物質を限定された区域に適			
			切に閉じ込めるために、系統、機器			
			又はグローブボックスに放射性物質			
			を閉じ込め、漏えいした場合におい			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十二条 (遮蔽) (9 / 9)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉 工認	基本設計方針	備考
			ても,工程室及び燃料加工建屋内に			
			保持することができる設計とする。			
			d. 換気			
			気体廃棄物の廃棄設備による排気			
			により、建屋、工程室、グローブボ			
			ックスの順に気圧が低くなるよう維			
			持することにより、放射性物質が漏			
			えいした場合における汚染の拡大を			
			防止する設計とする。			
			第二号について			
			設計基準事故に対処するための機器			
			を設計基準事故の発生を感知し、自動			
			的に起動する設計とすることにより,			
			運転員の操作を期待しなくても必要な			
			安全上の機能が確保される設計とす			
			3.			
			また、MOX燃料加工施設の設計基			
			準事故において、臨界等の通常時に比			
			べ線量率が上昇する事象はないことか			
			ら、設計基準事故時の線量率は通常時			
			と同様である。したがって、通常時に			
			対する遮蔽設計により、設計基準事故			
			時においても、中央監視室、制御第1			
			室及び制御第4室において施設状態の			
			監視等に必要な操作を行うことが可能			
			な設計とする。			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第二-	十二条(遮蔽)								
1. ‡	技術基準の条文、解釈への適合に関する	5考え方							
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方(理由)	項· 号	解釈	添付書類				
1)	遮蔽設計における基本的な考え方	線量限度を守ることは基より ALARA の考えに基づき設計するとの全体に 通じる考えであることから記載。	_	_	а				
2	直接線、スカイシャイン線に対する 設計方針	技術基準の要求を受けた内容であるため記載。	1	_	a, b				
3	区分ごとの基準線量率に対する設計 方針	技術基準の要求を受けた内容であるため記載。	2	_	a, b				
4	開口部の措置に係る設計方針	技術基準の要求を受けた内容であるため記載。	2	_	a, b				
5	線源等の設定及び計算コードの信頼 性に係る設計方針	遮蔽設計における評価の基本方針で あるため記載。	_	_	а				
2. 4	事業変更許可申請書の本文のうち、基本	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	•						
No.	項目	考え方	添付書類						
	閉じ込めに係る設計方針	放射性物質の漏えい防止対策及び換は、第 10 条 閉じ込め機能にて記載で記載しない。	_						
2	遮蔽体の材質の例示	遮蔽体の材質については添付書類の過 記載する。	a						
3	重複記載	添付書類五と重複する記載であるが, の記載を基本設計方針とするため, 言	添付書類五と重複する記載であるが、添付書類五						
4	設計基準事故に係る設計方針	設計基準事故時の線量等については, 機能を有する施設にて記載することだい。			-				
3. 4	事業変更許可申請書の添五のうち、基本	x設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	考え方			添付書類				
\$	遮蔽設計の基準となる線量率	線量率区分及び管理区域の区分につい 類にて記載する。	いては添	村書	a				
\$	遮蔽設備	遮蔽設備については添付書類にて記載	載する。		а				
3>	遮蔽設計に用いる線源	遮蔽設計に用いる線源については添作 載する。	て記	а					
4 >	線量率換算係数	線量率換算係数については添付書類に る。	線量率換算係数については添付書類にて記載す						
\$	重複記載	本文と重複する記載であるが、本文の 設計方針とするため、記載しない。	の記載を	基本	_				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

©		設計基準事故時の線量等については,第14条安								
	設計基準事故に係る設計方針	全機能を有する施設にて記載することから記載し	_							
		ない。								
4. 溺	4. 添付書類等									
No.	書類名									
а	Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書									
b	V-2 加工施設の図面									

別紙2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	第1	回申請 添付書類	添付書類における記載説明気	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	第2回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載		
者の線量が,「核原料物質」 等の規定に基づく線量限度等 超えないことはもとより, 2	周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事 又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 等を定める告示」に定められた線量限度を 公衆の線量及び放射線業務従事者が立ち入 的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅲ-1遮蔽設計に関する基本方針	【基本的な考え方】		基本方針		Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1.基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。			第1回申請と同じ				
					1. 基本的な考え方	・遮蔽設計の基本方針を記載。		基本方針		Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・ 遮蔽設計の基本方針を記載。		Š	第1回申請と同じ				
安全機能を有する施設は,然 ために必要な遮蔽等を適切に 備を地下階に設置することが 境界までの距離を確保する。 立 近 た 立 た う で の 直接線及びスタ 合理的に達成できる限り低級 比べ十分に下回るような遮 る	放射線業務従事者の放射線障害を防止するに設置すること、主要な線源となる貯蔵設及びMOX燃料加工施設から周辺監視区域ことにより、通常時においてMOX燃料加カイシャイン線による工場等周辺の線量を減し、周辺監視区域外における線量限度に蔽設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	設計方針	V2-2 平面図及び断面図 燃料加工建屋 V2-5 構造図 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。		燃料加工建屋遮蔽蓋	寸法,材料	V2-2 平面図及び断面図 燃料加工建屋 V2-5 構造図 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 。		遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	寸法,材料	V2-5 構造図 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。		
				評価条件評価	II-2-1-2加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャインによる公衆の被ばく線量評価に係る評価条件評価結果を記載	線 ○	燃料加工建屋遮蔽蓋	寸法, 材料	Ⅱ-2-1-2加工施設からの平常時に おける直接線及びスカイシャイン 線による線量率の評価に関する計 算書	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく○線量評価に係る評価条件と評価結果を記載		遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台	寸法,材料	Ⅱ-2-1-2加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイス線による線量率の評価に関する算書	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量評価に係る評価条件と評価結果を記載		
る必要がある場所には,通行 3 切な作業管理とあいまって	ける外部放射線による放射線障害を防止す 常時の放射線業務従事者の被ばく線量が適 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業 づく線量限度等を定める告示」を満足でき	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。		基本方針		Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。			第1回申請と同じ				
				基本方針評価条件	II-1遮蔽設計に関する基本方針1. 基本的な考え方2. 遮蔽設計の基準となる線量率	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する		基本方針		II-1遮蔽設計に関する基本方針1. 基本的な考え方2. 遮蔽設計の基準となる線量率	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業務従事者の立入時間等を考慮して設定する。		A P	第1回申請と同じ				
		機能要求② 遮蔽設備	機能要求②評価要求			設計方針	V2-2 平面図及び断面図 燃料加工建屋 貯蔵容器搬送用洞道 V2-5 構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 小規模試験設備 等	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。		燃料加工建屋 遮蔽扉 遮蔽蓋	寸法, 材料	V2-2 平面図及び断面図 燃料加工建屋 V2-5 構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。	貯蔵容器搬送用洞道 核燃料物質の貯蔵施設	遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 燃料棒解体装置 等	寸法, 材料	V2-2 平面図及び断面図 貯蔵容器搬送用洞道 V2-5 構造図 遮蔽扉 遮蔽蓋 核燃料物質の貯蔵施設 分析設備 燃料棒解体装置 等	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。
放射線業務従事者の立入頻りとなる線量率を設定すると 区分し、区分ごとの基準線	度及び立入時間を考慮し, 遮蔽設計の基準 ともに, 管理区域を線量率に応じて適切に 量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設			評価条件評価	Ⅱ-2-1-1燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線率評価に係る評価条件と評価結果を記載(開部に設置する遮蔽設備の評価を含む)。	量 〇	燃料加工建屋 遮蔽扉 遮蔽蓋	寸法,材料	する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送 用洞道の線量率評価に係る評価条 件と評価結果を記載(開口部に設置する遮蔽設備の評価を含む)。	貯蔵容器搬送用洞道 核燃料物質の貯蔵施設	遮蔽扉 遮蔽蓋 遮蔽蓋支持架台 核燃料物質の貯蔵施設 燃料棒解体装置 等	寸法,材料	Ⅱ-2-1-1燃料加工建屋及び貯蔵3 器搬送用洞道の線量率の評価に する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送 用洞道の線量率評価に係る評価条 件と評価結果を記載(開口部に設 置する遮蔽設備の評価を含む)。		
計とする。					評価条件評価	Ⅱ-3-1 原料MOX粉末缶一時保管設備の放射線 遮蔽に関する計算書	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち、設置する部屋に他の設備設置される原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	が —						原料MOX粉末缶一時保管設備	寸法,材料	Ⅱ-3-1 原料MOX粉末缶一時保管設備の放射線遮蔽に関する計算	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち,設置する部屋に他の設備が設置される原料MOX 粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	
				評価条件評価	Ⅱ-4-1 分析設備の放射線遮蔽に関する計算書	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備の 量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	線 —						分析設備	寸法,材料	Ⅱ-4-1 分析設備の放射線遮蔽は関する計算書	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う 分析設備の線量率評価に係る評価 条件と評価結果を記載。		
	5 遮蔽設備は、主に建屋壁遮蔽、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮 蔽、補助遮蔽から構成する。	定義 基本方針			評価条件評価	II-4-2 小規模試験設備の放射線遮蔽に関する計算書	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試験備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を載。	記										
5 遮蔽設備は、主に建屋壁遮蔽 蔽、補助遮蔽から構成する。			<u></u> 定義 基本方式	基本方針	基本方針設計方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 3. 遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。		基本方針		Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 3. 遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。			第1回申請と同じ			
				基本方針	Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。		基本方針		Ⅱ-1遮蔽設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・ 遮蔽設計の基本方針を記載。			第1回申請と同じ				

別紙 2

項目番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備(2項変更③)	申請対象設備(1項新規②)	第3回申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備(2項変更④)	第4回 申請対象設備 (1項新規③)	可申請 仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が,「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより,公衆の線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同じ								
						第1回申請と同じ								
2	安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な遮蔽等を適切に設置すること、主要な線源となる貯蔵設備を地下階に設置すること及びMOX燃料加工施設から周辺監視区域境界までの距離を確保することにより、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回るような遮蔽設計とする。	機能要求② 評価要求							_					
3	MOX燃料加工施設内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。	冒頭宣言				第1回申請と同じ								
						第1回申請と同じ								
					小規模試験設備均一化混合装置	寸法, 材料	V2-5 構造図 小規模試験設備 均一化混合装置	【遮蔽設備の設計方針】 遮蔽設備の構造を説明。						
	放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に	機能悪√②			均一化混合装置	寸法,材料	Ⅱ-2-1-1燃料加工建屋及び貯蔵容 器搬送用洞道の線量率の評価に関 する計算書	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率評価に係る評価等件と評価結果を記載(開口部に設置する遮蔽設備の評価を含む)。	<u> </u>					
4	放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設計とする。	評価要求												
					小規模試験設備	寸法, 材料	II-4-2 小規模試験設備の放射線 遮蔽に関する計算書	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う 小規模試験設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	5 — —					
5	遮蔽設備は、主に建屋壁遮蔽、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮 蔽、補助遮蔽から構成する。	定義				第1回申請と同じ								
						第1回申請と同じ								
I			<u> </u>											

					I	1			₩ 1	回申請				4	2回申請		
	[目 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	遊飯設備に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により 連飯設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に 示すような放射線の調えいを防止するための措置を講じ、遊飯設計の 基準となる製量率を演せて設計とする。 ・建産壁塗蔵に開口部と設ける場合、人が容易に接近できないような 場所・通路の行き止まり部。高所等)へ近置する。 ・遊磁設備を貫通する概決路、ダクト、配管については、開口部及び 賃運動が線源を直接地まないような場所に設置する。 ・遊飯設備の関口部及び買通部には、遊飯所、遊飯蓋又は補助遮蔽を 設置する措置を講する。	機能要求② 遮蔽設備	i	設計方針	V2-2 平面図及び断面図 V2-5 構造図	【平面図及び断面図】 燃料加工速量 【構造図】 速截扉 進載蓋	0	燃料加工建量 透破屏 透破蓋	寸法,材料	V2-2 平面図及び断面図 燃料加工建屋 V2-5 構造図 遊戲原 遊戲縣	【連厳設備の設計方針】 連厳設備の構造を説明。	0	貯藏容器搬送用洞道	遊戲類 遊戲蓋	寸法, 材料	V2-2 平面図及び断面図 貯藏容器廣送用洞道 V2-5 構造図 連載層 進載蓋	【連載設備の設計方針】 連載設備の構造を説明。
				評価条件評価	II-2-1-1燃料加工速量及び貯蔵容器搬送用洞達の線量率の評価に関する計算書	【各部屋の総量率の評価】 直・燃料加工地屋及び貯蔵容器搬送用洞道の総量 率評価に係る評価条件と評価結果を記載(開口 部に設置する連載設備の評価を含む)。		燃料加工建屋	寸法,材料			5条 ○ 二設	貯藏容器搬送用洞道	遊戲單遊戲蓋	寸法,材料		【各部屋の線量率の評価】 厳容・燃料加工地屋及び貯蔵容器機送 に関 用用海直の線量率評価に係ら評価条 開車では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
7	連厳設計に当たっては、連厳計算に用いる線源、連厳体の形状及び材質、計算部差等を考慮し、十分な安全能を見込む。また、連截計算 に対して使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する	評価要求 基本方針	+	基本方針評価条件評価方法	II -1連厳設計に関する基本方針 1. 基本的な考え方 4. 連厳設計に用いる線際 5. 連厳設計に用いる計算コード及び核定数ライブラリ 6. 終量率換算係数 7. 連厳計算における評価方法	【基本的な考え方】・運搬設計の基本方針を記載。 【線原の設定】・安全裕度を見込んだ線原の設定条件を記載。 【諸条件の設定】・評価に使用する計算コード等の話条件及び線量率の評価箇所の設定,線量率の合算等の考え方を記載。	0	基本方針	_	5. 遮蔽設計に用いる計算コード及 び核定数ライブラリ	【基本的な考え方】 ・運搬設計の基本方針を記載。 【線源の設定】 ・安全裕度を見込んだ線源の音楽件を記載。 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コート等 諸条件及び爆量率の評価箇所 定、線量率の合算等の考え方を	等の O設		, 第1 6	申請と同じ		

項目	***************************************					回申請					第4回	申請	_	
番号	基本設計方針	要求種別	説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	遮蔽設備に関口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により 遮蔽設計の基準となる緑量率を超えるおそれのある場合には、以下に 示すような放射線の溜えいを防止するための措置を選し、遮蔽設計の 基準となる暴車率を護足する設計とする。 ・建整遮蔽に開口部を設ける場合、人が容易に接近できないような 場所、通路の行き止まり部、高所等)へ設置する。 ・遮蔽設備を貫通する搬送器、ダクト、配管については、開口部及び 買通部が緑源を直接見速なないような場所に設置する。 ・連載設備の閉口部及び買通部には、連載屏に設置する。 ・連載設備の閉口部及び買通部には、連載屏に設置する。	機能要求②	_	-	_	-	-	-	_		-	-	-	_
				_	_		_				_	_	_	_
7	遊戲設計に当たっては、遊戲計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材 質、計算部等を考慮し、十分な安全裕度を見込む、また、遊戲計算 においては、中級可において使用実績がある。 伊藤地のある場質 フ	評価要求			第1回申	請と同じ					_	_	_	_
	においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算コードを使用する	R I Bed 24 7			<i>3</i> /4-1-1	H4 50 1.7 T					0.69			

<u>令和3年8月26日 R1</u>

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
	2 1 安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が,「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限 度を超えないことはもとより,公衆の線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。	冒頭宣言	基本方針					
	安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な遮蔽等を適切に設置すること、主要な線源となる貯蔵設備を地下階に設置すること及びMOX燃料加工施設から周辺監視 2 区域境界までの距離を確保することにより、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回るような遮蔽設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備					
	3 MOX燃料加工施設内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には,通常時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の 事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。	冒頭宣言	基本方針	— ——基本方針		1. 基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	
	4 放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し,遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに,管理区域を線量率に応じて適切に区分し,区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置す る設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備			1. 本作がなった力		
	遮蔽設備に開口部又は貫通部がある場合で,開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には,以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ,遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。 ・建屋壁遮蔽に開口部を設ける場合,人が容易に接近できないような場所(通路の行き止まり部,高所等)へ設置する。 ・遮蔽設備の開口部及び貫通部には,遮蔽扉,遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置を講ずる。 ・遮蔽設備を貫通する搬送路,ダクト,配管については,開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。	機能要求②	遮蔽設備		Ⅱ-1遮蔽設計に			<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床,レイアウト変更等)が遮蔽 評価に与える影響について補足する。
	7 遮蔽設計に当たっては,遮蔽計算に用いる線源,遮蔽体の形状及び材質,計算誤差等を考慮し,十分な安全裕度を見込む。また,遮蔽計算においては,許認可において使用実績があり,信頼性のある計算 コードを使用する	評価要求	基本方針		関する基本方針			[補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について
	な対象業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件		2. 遮蔽設計の基準となる線量率	【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業務従事者の立入時間等を考慮して設定する。	
	5 遮蔽設備は,主に建屋壁遮蔽,遮蔽扉,遮蔽蓋,グローブボックス遮蔽,補助遮蔽から構成する。	定義	基本方針	設計方針		3. 遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。	
	7 遊蔽設計に当たっては,遮蔽計算に用いる線源,遮蔽体の形状及び材質,計算誤差等を考慮し,十分な安全裕度を見込む。また,遮蔽計算においては,許認可において使用実績があり,信頼性のある計算 コードを使用する	評価要求	基本方針	評価条件		4. 遮蔽設計に用いる線源 (1)線源の仕様 (2)線源強度 (3)燃料集合体用輸送容器に対する線源強度 別紙-2遮蔽設計に用いる線源強度について 別紙-3燃料集合体用輸送容器の線源条件について	【線源の設定】 ・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記載。	
	7 一変ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	評価要求	基本方針	評価条件評価方法		5. 遮蔽設計に用いる計算コード及び核定数ライブラリ 6. 線量率換算係数 別紙-1遮蔽計算に用いる線量率換算係数について 7. 遮蔽計算における評価方法 8. 参考文献	【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定,線量率の合算等の考え方を記載。	
	4 放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件評価	Ⅱ-2-1-1燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率の評価に関する計算書	1. 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点 1. 1加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 1. 2線量率計算箇所の選定 1. 3遮蔽計算代表点の選定 2. 遮蔽計算代表点 2. 1線源条件 2. 2計算モデル 2. 3計算コード、核定数ライブラリ 2. 4線量率換算係数 2. 5遮蔽体 3. 遮蔽計算結果 4. 参考文献	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載(開口部に設置する遮蔽設備の評価を含む)。	〈既認可からの変更点〉 →既認可からの変更点(建屋の増床、レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について 〈線量率計算箇所の選定〉 →遮蔽評価における評価点となる線量率計算箇所の選定の考え方について補足する。 [補足遮2]MOX燃料加工施設の遮蔽計算における線量率計算箇所の選定について
	安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な遮蔽等を適切に設置すること、主要な線源となる貯蔵設備を地下階に設置すること及びMOX燃料加工施設から周辺監視 2 区域境界までの距離を確保することにより、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回るような遮蔽設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件評価	II-2-1-2加工施 設からの正常 における直接線 及びスカイン を る は な り る り る し り る し り る し り る し く り る し く り く り く り く り く り く り く り く り く り く	1. 評価方法の概要 2. 評価条件 3. 評価結果 4. 参考文献	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被は く線量評価に係る評価条件と評価結果を記載	〈既認可からの変更点〉 →既認可からの変更点(建屋の増床,レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について
	4 放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し,遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに,管理区域を線量率に応じて適切に区分し,区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置す る設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件評価	Ⅱ-3-1 原料MOX 粉末缶一時保管 設備の放射線遮 蔽に関する計算 書	1. 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点 1. 1加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 1. 2線量率計算箇所の選定 1. 3遮蔽計算代表点の選定 2. 遮蔽計算代表点 2. 1線源条件 2. 2計算モデル 2. 3計算コード、核定数ライブラリ 2. 4線量率換算係数 2. 5遮蔽体 3. 遮蔽計算結果 4. 参考文献	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち、設置する部屋に他の設備が設置される原料 MOX粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果 を記載。	※補足すべき事項の対象なし
	4 放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し,遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに,管理区域を線量率に応じて適切に区分し,区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置す る設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件評価	Ⅱ-4-1 分析設 備の放射線遮蔽 に関する計算書	1. 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点 1. 1加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 1. 2線量率計算箇所の選定 1. 3遮蔽計算代表点の選定 2. 遮蔽計算代表点 2. 1線源条件 2. 2計算モデル 2. 3計算コード、核定数ライブラリ 2. 4線量率換算係数 2. 5遮蔽体 3. 遮蔽計算結果 4. 参考文献	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	※補足すべき事項の対象なし
	4 放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設計とする。	機能要求②評価要求	遮蔽設備	評価条件評価	試験設備の放射	1. 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点 1. 1加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 1. 2線量率計算箇所の選定 1. 3遮蔽計算代表点の選定 2. 遮蔽計算代表点 2. 1線源条件 2. 2計算モデル 2. 3計算コード、核定数ライブラリ 2. 4線量率換算係数 2. 5遮蔽体 3. 遮蔽計算結果 4. 参考文献	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試験設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	※補足すべき事項の対象なし

MOX目次			Π			申請	 回次			
1. 1.1 1.1.1 (1) a. (a) 1.	MOX添付書類構成案 (イ)以降	記載概要	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要 第4回	第4回 記載概要	補足説明資料
Ⅱ-1 遮蔽設計に関する基本方針										
1.	基本的な考え方	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	0	遮蔽設計の基本方針を記載	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	対象設備が申請対象でないため, 記載事項 なし	
2.	遮蔽設計の基準となる線量率	【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対す る遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業 務従事者の立入時間等を考慮して設定す る。	0	遮蔽設計の基準となる線量率の設定	Δ	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	Δ	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	対象設備が申請対象でないため, 記載事項なし	
3.	遮蔽設備	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を								
(1)	建屋壁遮蔽	記載。							対象設備が申請対象でないため、記載事項	
(2)	グローブボックス遮蔽			遮蔽設備の定義	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	Δ	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	なし	
(3)	遮蔽扉及び遮蔽蓋 補助遮蔽									
4.	遮蔽設計に用いる線源	【線源の設定】								
(1)	線源の仕様	・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記 載。								
a.	プルトニウム富化度									
b.	プルトニウム及びウラン			始派の記令	^	第1回ぶよいて説明といてもは泊加東頂かり	^	第1回でよって説明されてため泊加東頂かり	対象設備が申請対象でないため、記載事項	
(2)	核分裂生成物等 線源強度			線源の設定	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	なし	【遮蔽01】遮蔽設計の基本方 針に関するMOX燃料加工建屋
a.	ガンマ線									に係る既認可からの変更点に
b.	中性子線									ついて
(3)	燃料集合体用輸送容器に対する線源強度	【我友供办机会】								
5.	遮蔽設計に用いる計算コード及び核定数ライブラリ	【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及								
6.	線量率換算係数 遮蔽計算における評価方法	び線量率の評価箇所の設定,線量率の合算 等の考え方を記載。								
8.	参考文献			諸条件の設定	\triangle	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	Δ	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	対象設備が申請対象でないため、記載事項	
別紙-1 遮蔽計算に用いる線量率換算係	数について								なし 	
1.	中性子線									
2. 则纸 9、 海热型型 2. 制 2. 编海路库区 9	ガンマ線	【線源の設定】								
別紙-2 遮蔽設計に用いる線源強度につ ,	1kg·HM当たりのガンマ線線源強度及び中性子線線源強度に	・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記載								
1.	ついて 燃料集合体用輸送容器の遮蔽設計に用いる線源強度につい	収 。		線源の設定	^	第1回ですべて説明されるため追加事項なし	^	第1回ですべて説明されるため追加事項なし -	対象設備が申請対象でないため、記載事項	
2.	7				\triangle	第1回ですべて説明されるため垣加事項なし	\triangle	第1回ですべて説明されるため垣加事項なし ―	なし	
3.	各部屋の全線源強度について									
別私-3 然件集日体用軸医各番の縁続来 Ⅱ-2 加工施設の放射線による被ばくの										
Ⅱ-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送										
Ⅱ-2-1-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬	送用洞道の線量率の評価に関する計算書									
1.	線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点	【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の								
1.1	加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 線量率計算箇所の選定	線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載 (開口部に設置する遮蔽設備の評価を含								
1. 3	遮蔽計算代表点の選定	む)。								【遮蔽01】遮蔽設計の基本方
2.	遮蔽計算代表点									針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点に
2. 1	線源条件			建屋壁遮蔽、遮蔽扉及び遮蔽蓋の線量率の	\circ	遮蔽扉,遮蔽蓋の評価を追加。	\triangle	第1回及び第2回ですべて説明されるため追		ついて
2.2	計算モデル			高半 1 四				加事項なし	75 C	【遮蔽02】MOX燃料加工施設
2. 4	計算コード、核定数ライブラリ 線量率換算係数									の遮蔽計算における線量率計 算箇所の選定について
2. 5	遮蔽体									
3.	遮蔽計算結果									
4.	参考文献									
Ⅱ-2-1-2 加工施設からの平常時におけ	る直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書									
1.	評価方法の概要	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイ								
2.	評価条件	ン線による公衆の被ばく線量評価に係る評								-
(1)	線源 評価地点	価条件と評価結果を記載		公衆の線量率の評価	^	第1回ですべて説明されるため追加事項なし		対象設備が申請対象でないため、記載事項	対象設備が申請対象でないため、記載事項	【遮蔽01】遮蔽設計の基本方 針に関するMOX燃料加工建屋
(3)	評価地点評価地点評価方法			公外の豚里学の計画	\triangle	第1回ですべて説明されるため垣加事項なし	_	なし	なし	に係る既認可からの変更点に ついて
3.	評価結果									
4.	参考文献									
Ⅱ-3 核燃料物質の貯蔵施設の放射線遮										
Ⅱ-3-1 原料MOX粉末缶一時保管設備の加 1	放射線遮蔽に関する計算書 	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評								
1.1	「「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」	・ 貯蔵施設のうち、設置する部屋に他の設								
2.1	線源条件	備が設置される原料MOX粉末缶一時保管設備 の線量率評価に係る評価条件と評価結果を	_	対象設備が申請対象でないため, 記載事項 なし	\circ	原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価	_	対象設備が申請対象でないため、記載事項 _ なし	対象設備が申請対象でないため, 記載事項 なし	補足説明資料なし
3.	遮蔽計算結果	マンが黒平叶川に示る計画米件と計画箱未を 記載。 「記載。								
4.	参考文献									

MOVE	7 🗆 ル			T	th a	≠ r=1 √4+		
MOX E	【目次 	MOX添付書類構成案	記載概要		1 1	青回次 ┏────────────────────────────────────	T T	補足説明資料
1. 1. 1 1. 1. 1 (1) a	a. (a) イ. (イ)以降			第1回 第1回 記載概要	第2回 第2回 記載概要	第3回 第3回 記載概要	第4回 第4回 記載概要	
Ⅱ-4 その他の加工施設の	の放射線遮蔽に関する計算	書						
Ⅱ-4-1 分析設備の放射網	線遮蔽に関する計算書							
1.		線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備					
1.1		加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率	――の線量率評価に係る評価条件と評価結果を					
1.2		線量率計算箇所の選定	記載。					1
1.3		遮蔽計算代表点の選定						
2.		遮蔽計算代表点						
2. 1		線源条件		」 対象設備が申請対象でないため、記載事項	○ 分析設備の線量率の評価	対象設備が申請対象でないため、記載事項	対象設備が申請対象でないため、記載事項	
2.2		計算モデル		なし	一切が成備の派星中の計画	なし	なし	間に肌切貝相なし
2.3		計算コード、核定数ライブラリ						
2.4		線量率換算係数						
2.5		遮蔽体						
3.		遮蔽計算結果						
4.		参考文献						
Ⅱ-4-2 小規模試験設備の	の放射線遮蔽に関する計算	書						
1.		線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試					
1.1		加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率	験設備の線量率評価に係る評価条件と評価					
1. 2		線量率計算箇所の選定	結果を記載。					
1.3		遮蔽計算代表点の選定						
2.		遮蔽計算代表点						
2. 1		線源条件		対象設備が申請対象でないため、記載事項	対象設備が申請対象でないため、記載事項		対象設備が申請対象でないため、記載事項	
2. 2		計算モデル		なし	なし	小規模試験設備の線量率の評価	\$L	棚足説明質科なし
2. 3		計算コード、核定数ライブラリ						
2. 4		線量率換算係数						
2.5		遮蔽体						
3.		遮蔽計算結果						
4.		参考文献						

凡例 ・「申請回次」について

○:当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目△:当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目-:当該申請回次で記載しない項目

<u>令和3年8月26日 R1</u>

別紙4

添付書類の発電炉との比較

発電炉工認(東海第二) - MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【 II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(1/13)

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
(該当する添付書類なし)	1. 基本的な考え方	-
	MOX燃料加工施設の遮蔽設計は, 周辺監視区域外の線	
	量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の	
	製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等	
	を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示	
	第8号)」(以下,「線量告示」という。)で定められた線	
	量限度を超えないようにするとともに,公衆の線量及び	
	放射線業務従事者の立入場所における線量が, 合理的に	
	達成できる限り低くなるようにすることを基本とする。	
	このため、遮蔽設計として以下の対策を講ずる。	
	(1) 安全機能を有する施設は,通常時においてMOX燃料	
	加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による	
	周辺監視区域外の線量が、線量告示で定められた線量	
	限度を超えないようにするとともに, 合理的に達成で	
	きる限り低くなるよう遮蔽その他適切な措置を講ず	
	る。	
	(2) 安全機能を有する施設は、MOX燃料加工施設内にお	
	ける放射線障害を防止する必要がある場合には,管理	
	区域その他MOX燃料加工施設内の人が立ち入る場所に	
	おける線量を低減できるよう, 遮蔽その他適切な措置	
	を講ずる。	
	(3) MOX燃料加工施設において,放射線業務従事者が立	
	ち入る場所については、従事者の立入時間等を考慮し	
	て, 遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定すると	
	ともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、こ	
	れを満足するように遮蔽設備を設ける。	
	(4) 遮蔽設備に開口部又は貫通部がある場合で、開口	
	部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を	
	超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射	
	線の漏えいを防止するための措置を講じ、遮蔽設計の	
	基準となる線量率を満足する設計とする。	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(2/13)

a. 建屋壁遮蔽に開口部を設ける場合, 人が容易に接近 できないような場所(通路の行き止まり部, 高所等)	
できないような場所(通販の行き止まり部 真所筌)	
へ設置する。	
b. 遮蔽設備の開口部及び貫通部には,遮蔽扉,遮蔽蓋	
又は補助遮蔽を設置する措置を講ずる。	
c. 遮蔽設備を貫通する搬送路, ダクト, 配管について	
は, 開口部及び貫通部が線源を直接見通さないよう	
な場所に設置する。	
(5) 遮蔽設計に当たっては, 設備・機器の核燃料物質の	
取扱量、核燃料物質中のプルトニウム富化度、核分裂	
生成物の含有率並びに子孫核種の寄与も考慮したプ	
ルトニウム及びウランの仕様を遮蔽設計上厳しい条	
件で設定するとともに、遮蔽体の形状及び材質を考慮	
し、十分な安全裕度を見込んで評価を行う。また、遮	
信頼性のある計算コードを用いる。	
2. 遮蔽設計の基準となる線量率	
放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計	
の基準となる線量率は、放射線業務従事者の立入時間等	
を考慮して、以下のとおり設定する。	
以下に示す立入時間又は作業時間は、毎週必ず立ち入	
る時間を示すものではなく,立入りに際しては線量当量 率,作業に要する時間,個人の線量等を考慮する。	
一学、作業に安りる时间、個人の縁重寺を考慮りる。 (1) 管理区域外に対する遮蔽設計の基準となる線量率	
(1) 官理区域外に対する巡敝設計の基準となる様里率 は、2.6 µ Sv/hとする。	
は, 2.0μSV/nと 9 つ。 (2) 管理区域内における遮蔽設計の基準となる線量率	
(2) 官座区域内における巡敝設計の基準となる縁重率 は、以下のとおりとする。	
は, 以下のこわりこりる。 a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない部	
屋は、以下のとおりとする。	
(a) 制御室, 廊下等においては, 週40時間程度の立	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(3/13)

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	入時間を遮蔽設計上想定し, 12.5μSv/hとす	
	る。	
	(b) 現場監視第1室等においては,週10時間程度の	
	立入時間を遮蔽設計上想定し, 50 μ Sv/hとする。	
	b. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部屋	
	は、以下のとおりとする。	
	(a) 粉末調整第1室, ペレット加工第1室, 燃料棒加	
	工第1室等は、以下の設計を行う。	
	核燃料物質を取り扱う設備・機器は、制御室か	
	ら遠隔又は自動で運転を行える設計とし,放射線	
	業務従事者がこれらの設備・機器の保守及び点検	
	を行う際には、核燃料物質を設備・機器から一時	
	保管設備又は貯蔵設備へ搬送できる設計とする。	
	このため、これらの設備・機器を設置する部屋	
	の遮蔽設計の基準となる線量率は,一時保管設備	
	及び貯蔵設備を線源とし,週10時間程度の作業時	
	間を遮蔽設計上想定し,作業位置で50 μ Sv/hとす	
	る。	
	(b) 分析第1室等においては、核燃料物質がグロー	
	ブボックス内に存在した状態で, 運転員が当該グ	
	ローブボックスを介し、作業を行う。	
	このため、遮蔽設計の基準となる線量率は、グ	
	ローブボックス内の核燃料物質を線源とし,週10	
	時間程度の作業時間を遮蔽設計上想定し,作業位	
	置で50 μ Sv/hとする。	
	(c) 粉末一時保管室,燃料集合体貯蔵室等において	
	は、放射線業務従事者の通常作業を想定しないた	
	め, 遮蔽設計の基準となる線量率を>50 μ Sv/hと	
	する。	
	ただし、これらの部屋で作業する必要がある場	
	合には、線量当量率の測定、線源の移動、作業時	
	間の制限,放射線防護具の着用等の放射線被ばく	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(4/13)

管理を実施する。 3. 遮蔽設備 MOX燃料加工施設には、敷地周辺の公衆又は放射線業務従事者の被ばくを低減するため以下の遮蔽設備を設ける。 (1) 建屋壁遮蔽 建屋壁遮蔽は、建屋壁及びスラブで構成する構築物であり、工程室内、燃料集合体貯蔵室内等の核燃料物質からの放射線を低減するためのもので、コンクリートの遮蔽体で構成する。 (2) グローブボックス遮蔽 グローブボックス遮蔽は、グローブボックスに付設するものであり、グローブボックス内で取り扱う核燃料物質からの放射線を低減するためのもので、含鉛メタクリル樹脂の遮蔽体で構成する。 (3) 遮蔽扉及び遮蔽蓋は、建屋壁遮蔽の開口部に設置し、工程室内,燃料集合体貯蔵室内等の核燃料物質を取り扱
 う設備・機器からの放射線を低減するためのもので、コンクリート、ポリエチレン、ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。 (4) 補助遮蔽 補助遮蔽は、上記3.(1)(2)(3)以外の遮蔽であり、核燃料物質を内蔵する設備・機器からの放射線を低減するためのもので、ポリエチレン、鉛、ステンレス鋼又は鋼材の遮蔽体で構成する。

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【Ⅱ-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(5/13)

発電炉(東海第二)	MOX 燃	料加工施設	備考
	4. 遮蔽設計に用いる網	源	
	遮蔽設計に用いる網	関係は,遮蔽設計上厳しい条件と	な
	るように以下のとおり		
	(1) 線源の仕様		
	a. プルトニウム富	化度	
	プルトニウム富化	と度は,原料粉末受入工程の設備	は
	50%, 粉末調整工程/	は設備に応じ50%,33%又は18%,	~
		と備は18%,燃料棒加工工程の設	
		%, PWR型の燃料棒18%, 燃料集合	
		端は燃料集合体平均プルトニウ	ム
		PWR型14%と設定する。	
	b. プルトニウム及		
		処理施設から受け入れるため、	
		ランの仕様は、再処理施設で1日	
	たり再処理する使用の機		
	の遮蔽設計用の燃	0	
	\-/\-/\-/\		
	項目	範囲	
	照射前燃料濃縮度	最低 3.5%(注1)	
	7/1/24 144/3/WT F10X/HI1/X	最高 BWR型40MW/t·Upr (注2)	
		PWR型60MW/t·Upr	
	比出力	最低 BWR型10MW/t·Upr	
		PWR型10MW/t・Upr	
	使用済燃料集合体 平均燃焼度	最高 45GWd/t·U _{pr}	
	原子炉停止時から	最低 4年	
	再処理までの期間	取心 4千	
	注1 質量百分率	を示す。以下同じ。	
	注2 t・U _{pr} は,照	段射前金属ウラン換算質量を示す) .
	以下同じ。		

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(6/13)

発電炉 (東海第二)		MOX 燃料			備考
	も考慮 計用の	トニウム及びウ して, ガンマ線 燃料仕様の範囲 大の中性子発生 る。	フランの仕様は, 又は中性子線に 国のうちそれぞ	子孫核種の寄与 こついて, 遮蔽設 れ最大の線量率 燃料仕様 ⁽⁵⁾ から	C. FIIA
		ガンマ線		中性子線	
	元素	プルトニウ	ウラン	プルトニウ	
		ム		ム	
	燃料型式	PWR	PWR	BWR	
	照射前燃 料濃縮度	3. 5%	3. 5%	3. 5%	
	比出力	60MW/t·Upr	10MW/t•Upr	10MW/t·Upr	
	使用済燃 料集合体 平均燃焼 度	45GWd/t·U _{pr}	45GWd/t·U _{pr}	45GWd/t•Upr	
	原子炉停 止時から 再処理ま での期間	4年	10年	4年	
	再処理施 設におけ る精製後 の期間	18年	10年	30年	
	原成物	の含有率は、ウ	フラン1g・HM当た	まれる核分裂生 り1.85×10⁴Bq, ⁵Bqとし,ルテニ	

発電炉工認(東海第二) - MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【 II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(7/13)

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	ウムとロジウムで代表する。	
	また, ウラン1g·HM当たりプルトニウム及びネプ	
	ツニウムがそれぞれ7500αdpm含まれるものとす	
	る。 ⁽⁶⁾	
	(2) 線源強度	
	a. ガンマ線	
	ガンマ線の線源強度は, (1)に基づきORIGEN-2 ⁽⁷⁾	
	コードにより設定する。	
	また, プルトニウム及びウランの子孫核種の寄与	
	も考慮するため、最大の線量率となるように再処理	
	施設での精製後の期間を設定する。	
	プルトニウム1g・HM及びウラン1g・HM当たりの線	
	源強度及びガンマ線のエネルギースペクトルを第	
	41表に示す。線源となる設備・機器のプルトニウ	
	ム富化度に応じた1g·HM当たりのガンマ線エネルギ	
	ースペクトルはエネルギー群ごとに下記の式より	
	算出し、線源となる設備・機器のHM量に応じて全線	
	源強度を設定する。	
	 b. 中性子線	
	中性子線の線源強度は、(1)に基づきORIGEN-2コ	
	ードにより設定する。	
	また、プルトニウムの子孫核種の寄与も考慮する	
	ため,最大の中性子発生数となるように再処理施設	
	での精製後の期間を設定する。	
	中性子線のエネルギースペクトルを,第42表に	
	示す。中性子線のエネルギースペクトルは、主要な	
	発生源であるプルトニウム-239の中性子核分裂反	
	応によって発生する中性子線のエネルギースペク	
	トルとし、線源となる設備・機器のプルトニウム量	
	に応じて全線源強度を設定する。	
	(3) 燃料集合体用輸送容器に対する線源強度	

発電炉工認(東海第二) - MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【 II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(8/13)

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	燃料集合体用輸送容器を線源とする遮蔽設計に用	
	いる線源強度は,輸送容器表面から1m離れた位置にお	
	ける線量当量率を「核燃料物質等の工場又は事業所の	
	外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57	
	号)」に定められる100μSv/hとなるように設定する。	
	なお, 遮蔽設計上厳しい評価結果を与えるよう, 線源	
	は中性子線のみとし,第42表の中性子線のエネルギ	
	ースペクトルを用いる。	
	5. 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブラリ	
	遮蔽計算には,核燃料施設等において使用実績を有	
	し,信頼性のある1次元輸送計算コードANISN®及び2次	
	元輸送計算コードDOT [®] を用いる。線源のモデル化に当	
	たっては、線源となる設備・機器からの放射線をより厳	
	しい評価となるように、線源となる設備・機器の特徴に	
	応じて, ANISNについては, 球, 無限円筒, 無限平板,	
	DOTについては,有限円筒,無限角柱の形状にモデル化	
	する。また,核定数ライブラリは,中性子線100群,ガ	
	ンマ線20群のJSD120 ⁽¹⁰⁾ を用いる。	
	6. 線量率換算係数	
	ガンマ線線束から実効線量率への換算係数は、ICRP	
	Publication 74 ⁽¹¹⁾ によるガンマ線フルエンスから空気	
	カーマへの換算係数及び「放射線を放出する同位元素の	
	数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)」に	
	示された空気カーマから実効線量への換算係数から算	
	出する。中性子線線束から実効線量率への換算係数は,	
	「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成	
	12年科学技術庁告示第5号)」に示された換算係数から算	
	出する。	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(9/13)

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	7. 遮蔽計算における評価方法	
	遮蔽計算は、原則として線量率計算箇所に隣接する室	
	からの線量率を評価し、その合計値が遮蔽設計の基準と	
	なる線量率を満足することを示す。ただし、分析第1室	
	等については、当該室内の線源となる設備・機器からの	
	線量率及び隣接する室からの線量率を評価し、その合計	
	値が遮蔽設計の基準となる線量率を満足することを示	
	ま 。	
	ア。 評価位置·範囲は、以下の(1)から(6)のとおりとする。	
	(1) 建屋外壁の管理区域境界については、最大とな	
	る位置を評価位置とする。	
	(2) 制御室、廊下、現場監視第1室等については、隣	
	接する貯蔵室及び工程室の壁表面における床上か	
	ら2mまでを評価範囲とする。	
	(3) 粉末調整第1室、ペレット加工第1室、燃料棒加	
	工第1室等,室内の核燃料物質を設備・機器から一	
	時保管設備及び貯蔵設備に搬送して放射線業務従	
	事者が設備・機器の保守・点検を行う部屋につい	
	ては、作業位置における床上から2mまでを評価範	
	囲とする。	
	(4) 分析第1室等については,作業位置における床上	
	から2mまでを評価範囲とする。	
	(5) 線量率計算箇所階下からの寄与を想定する場	
	合、線量率計算箇所の床面を評価位置とする。	
	(6) 線量率計算箇所階上からの寄与を想定する場	
	合,線量率計算箇所の床上2mを評価位置とする。	
	なお、隣接する室に線源が存在しない場合等には、側壁、	
	床、天井を遮蔽計算の対象としない。	
	第 41 表 ガンマ線エネルギースペクトル	
	第 42 表 中性子線エネルギースペクトル	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【Ⅱ-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(10/13)

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設 別添-1 遮蔽計算に用いる線量換算係数について 1. 中性子線 平成 12 年科学技術庁告示第 5 号(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)の別表第 65「自由空気中の中性子フルエンスが 1 平方センチメートル当たり 1012 個である場合の実効線量(Sv)」より、線束(n/cm2/s)から実効線量率(μ Sv/h) 換算係数を以下のように算出する。 (1) 各エネルギー群の上下限のエネルギーを相乗平均し、群平均エネルギー(Em)とする。 (2) 群平均エネルギー(Em)とする。 (2) 群平均エネルギー(Em)を挟む別表第 5 の上限エネルギー(Eu)及び下限エネルギー(E1)に対応する「自由空気中の中性子フルエンスが 1 平方センチメートル当たり1012 個である場合の実効線量(Sv)」への換算係数を Cu及び C1 とする。 (3) 群平均エネルギー(Em)に対応する換算係数(Cm)を次	備考
	式の LOG-LOG 内挿により算出する。 log(Cm)=log(C1)+(log(Em)-log(E1))×(log(Cu)-log(C1))/(log(Eu)-log(E1))	
	(4) 得られた $Cm(Sv/(1012n/s))$ に $106(\mu Sv/Sv) \times 3600(s/h)/1012(n/s)$ を乗じ,各エネルギー群に対する線束 $(n/cm2/s)$ から実効線量率 $(\mu Sv/h)$ への換算係数を算出する。	
	第1表に,100群エネルギー構造に対する線束(n/cm2/s) から実効線量率(μSv/h)への換算係数を示す。 2. ガンマ線 平成12年科学技術庁告示第5号の別表第54「自由空気	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【Ⅱ-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(11/13)

戏录后 (古海佐一)	こよる仮は、V/M工に関する基本方面』(11/13)	/ 世 · 少
光電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	中の空気カーマが1グレイである場合の実効線量(Sv)」に	
	ICRP Pub. 74(1) 表 A. 1「単一エネルギー光子の単位フル	
	エンス当たりの空気カーマに対する換算係数(pGycm2)」を	
	乗じることにより,線束(γ/cm2/s)から実効線量率	
	(μSv/h)への換算係数を中性子線の場合と同様算出する。	
	第2表に20群エネルギー構造に対する線束(γ/cm2/s)	
	から実効線量率(μ Sv/h)への換算係数を示す。	
	 第 1 表 中性子線線束から実効線量率への換算係数(100	
	寿 1 衣 中性丁禄禄朱がら夫効禄里率への換昇係数(100 詳)	
	第 2 表 ガンマ線線束から実効線量率への換算係数(20	
	第2次 ガンマ緑豚米がり美効豚重率、砂換昇係数(20 群)	
	4年/	
	別添-2 遮蔽設計に用いる線源強度について	
	75 In 2 Employ of the Solid So	
	- 遮蔽設計に用いる線源強度の設定方法は、「Ⅱ 放射線	
	による被ばくの防止に関する説明書 「4. 遮蔽設計に用い	
	る線源強度」に示すとおりである。ここでは、Pu 富化度ご	
	とに単位重量当たりのガンマ線線源強度及び中性子線線	
	源強度を設定し、各部屋の全線源量等を乗じることによ	
	り,各部屋の全線源強度を示す。また、燃料集合体用輸送	
	容器については、1 基当たりの線源強度を示す。	
	1. 1kg·HM 当たりのガンマ線線源強度及び中性子線線源	
	強度について	
	プルトニウム又はウランを含む核燃料物質の Pu 富化	
	度ごとに定めた 1kg・HM 当たりのガンマ線線源強度及び	
	中性子線線源強度を第 11 表に示す。	
	第 11 表 Pu 富化度ごとに定めた 1kg·HM 当たりの線源強	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【Ⅱ-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(12/13)

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	度 2. 燃料集合体用輸送容器の遮蔽設計に用いる線源強度について 燃料集合体用輸送容器の線源強度について第 21 表に示す。 第 21 表 燃料集合体用輸送容器の線源強度	viii 3
	3. 各部屋の全線源強度について プルトニウム又はウランを含む核燃料物質を内蔵する線源室のガンマ線線源強度は、Pu 富化度ごとに定めた 1kg・HM 当たりの線源強度に線源量を乗じたものであり、中性子線線源強度は、Pu 富化度ごとに定めた 1kg・HM 当たりの線源強度に線源量及び補正係数を乗じたものである。線源量については、貯蔵室等は最大貯蔵能力、工程室等は取扱量から定めたものである。補正係数は、中性子の実効増倍を考慮したものであり、工程室については保守側に中性子線源を2倍とする。なお、取り扱うPu 量が少ない分析第1室、分析第2室、分析第3室、スクラップ処理室については補正係数を考慮しない。第31表に加工施設の遮蔽設計における主要な線源である貯蔵設備及び一時保管設備を設置する部屋の線	
	である町蔵設備及び一時保管設備を設置する部屋の線源強度を、第32表に貯蔵設備及び一時保管設備以外の核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する工程室の線源強度を示す。なお、加工施設の遮蔽線源となる線源強度は、Pu量に依存するため、Pu量も示している。 第31表燃料加工建屋の遮蔽設計に用いる線源強度(貯蔵設備及び一時保管設備を設置する部屋)第32表燃料加工建屋の遮蔽設計に用いる線源強度(貯蔵設備及び一時保管設備と設置する部屋)第32表燃料加工建屋の遮蔽設計に用いる線源強度(貯蔵設備及び一時保管設備以外の核燃料物質を取り扱う工程室)	

発電炉工認(東海第二)-MOX 燃料加工施設設工認 記載比較 【Ⅱ-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針】(13/13)

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
別添-3 燃料集 造にでは、のの線量当する。遮確こととう 計算を し、半径 面の μ Sv/ なお、 原子力学 計算の 度は 3.56	燃料集合体用輸送容器の線源条件について 合体を輸送する燃料集合体用輸送容器の遮蔽構 ては,燃料集合体用輸送容器表面から 1m離れた位置で 量率が 100 μ Sv/h となるように線源強度を設定 設設計に建屋コンクリートの遮蔽設計が主である ,中性子線のみを設定した。 系は,燃料集合体用輸送容器本体の体積を考慮 1.05mの球を線源領域とし,ANISNにより線源表 m 位置における 1 センチメートル線量当量率が h となるように線源強度を設定した。 1 センチメートル線量当量率への換算には,日本 会標準の換算係数を用いた。 結果,燃料集合体用輸送容器 1 基当たりの線源強 0×107[n/s/基]となるが,安全裕度を考慮し,4.0 s/基]を遮蔽設計に用いる線源条件とする。	

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
(該当する添付書類なし)	II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線 遮蔽に関する計算書	
	本計算書は、加工施設の燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送 用洞道における遮蔽設計の妥当性を示すことを目的に、遮 蔽計算方法を示すとともに、線量率計算箇所における計算 結果が遮蔽設計の基準となる線量率を満足していること を示すものである。	
	1. 線量率計算箇所及び遮蔽計算代表点 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の遮蔽設計に より線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足して いることを示すため,以下のとおり線量率計算箇所及び 遮蔽評価代表点を選定する。	
	1.1 加工施設の遮蔽設計の基準となる線量率 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道において,放 射線業務従事者等の立入時間等を考慮して設定した遮 蔽設計の基準となる線量率の適用範囲を第11図(1) ~第11図(7)に示す。	
	1.2 線量率計算箇所の選定 燃料加工建屋建屋及び貯蔵容器搬送用洞道において,「II-1 遮蔽設計に関する基本方針」の"2. 遮蔽設計の基準となる線量率"に示されるカテゴリごとに、線源室に隣接する場所を線量率計算箇所候補とし、線	
	源室の線源強度,壁厚及び設備・機器の配置を考慮し, 遮蔽設計上厳しい箇所を線量率の計算結果を示す線量 率計算箇所(以下,「A点」という。)として選定する。 加工施設における遮蔽線源となる設備・機器の線源強 度はプルトニウム量に依存するため,A点の選定に当た っては内蔵するプルトニウム量を考慮した。また,遮蔽	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	扉,遮蔽蓋については,別途それぞれに対してA点を選	
	定する。	
	線源室の線源強度は,「Ⅱ-1 遮蔽設計に関する基本	
	方針」の「別添-2 遮蔽設計に用いる線源強度について」	
	に示す。壁、コンクリートブロック、遮蔽扉等の厚さ	
	については,「V-2 加工施設に関する図面」の添付図	
	第2.2.1.1図~2.2.1.9図及び第3.1.1図に示す。なお,	
	遮蔽設計上考慮する「V-2 加工施設に関する図面」の	
	添付図 第2.2.1.1図~2.2.1.9図の特に記載のない天	
	井・床スラブ厚さは60cm以上である。設備及び機器の	
	配置については、核燃料物質加工事業変更許可申請書	
	の第5図「主要な設備及び機器の配置図」を用いる。	
	選定したA点を第11図(1)~第11図(7)に示す。ま	
	た、遮蔽設計の基準となる線量率のカテゴリ及び遮蔽	
	扉・遮蔽蓋ごとに以下に示す。	
	(1) 管理区域外 (2.6 μ Sv/h)	
	<a3. 1="">, <a4. 1="">,</a4.></a3.>	
	(2) 管理区域内	
	a. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置しない	
	部屋	
	(a) 制御室,廊下等(12.5μSv/h)	
	<a1. 1="">, <a1. 2="">, <a1. 3="">, <a2. 1="">, <a2. 2="">, <a2. 3="">,</a2.></a2.></a2.></a1.></a1.></a1.>	
	<a2. 4="">, <a2. 5="">, <a3. 2="">, <a3. 3="">, <a4. 2=""></a4.></a3.></a3.></a2.></a2.>	
	(b) 現場監視第1室等(50 μ Sv/h)	
	<a1. 4="">, <a4. 3="">, <a4. 4=""></a4.></a4.></a1.>	
	b. 核燃料物質を取り扱う設備・機器を設置する部	
	屋	
	(a) 粉末調整第1室, ペレット加工第1室, 燃料棒	
	加工第1室等 (50 μ Sv/h)	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	<a1. 5="">, <a1. 6="">, <a1. 7="">, <a2. 6="">, <a2. 7="">, <a2. 8="">,</a2.></a2.></a2.></a1.></a1.></a1.>	
	<a2. 9="">, <a4. 5=""></a4.></a2.>	
	(b) 分析第1室等(50 μ Sv/h)	
	<a2. 10="">, <a2. 11="">, <a2. 12=""></a2.></a2.></a2.>	
	(3) 遮蔽扉・遮蔽蓋	
	a. コンクリート充填型遮蔽扉	
	<d1>, <d5></d5></d1>	
	b. 多重型遮蔽扉	
	<d9>, <d14></d14></d9>	
	c. 遮蔽蓋	
	<h1>,</h1>	
	1.3 遮蔽計算代表点の選定	
	選定されたA点の中から, 遮蔽計算コードの計算モデ	
	ル(1次元球, 1次元無限円筒, 2次元円筒, 2次元無限	
	角柱)の違いを考慮して,遮蔽計算方法の妥当性を示す	
	ために線量率の計算方法と計算結果を示す遮蔽計算代	
	表点(以下,「P点」という。)をA点の中から以下のよう	
	に選定する。	
	〈P1〉・・・・・〈A3.1〉地下1階南外壁:2次元円筒モデル	
	〈P2〉·····〈A4. 1〉地上1階東西第2廊下(556): 1次元球	
	モデル	
	〈P3〉・・・・・〈A2.5〉制御第4室(324):1次元球及び1次元	
	無限円筒モデル	
	〈P4〉・・・・〈A3.3〉排風機室(404):2次元円筒モデル	
	〈P5〉・・・・・〈A1. 4〉現場監視第2室(122): 1次元球及び2	
	次元円筒モデル	
	〈P6〉·····〈A2. 6〉燃料棒加工第1室(314):2次元無限角	
	柱モデル	
	〈P7〉・・・・・〈A2. 9〉燃料棒加工第3室(322):2次元円筒モ	
	デル	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	〈P8〉・・・・・〈D9〉ペレット一時保管室遮蔽扉:2次元円筒 モデル 〈P9〉・・・・・〈A1.7〉粉末調整第2室:2次元円筒モデル 2. 遮蔽計算方法 本章では、P点に対する計算方法を示し、遮蔽計算方 法の妥当性を示す。	
	2.1 線源条件 線源のモデル化に当たっては,遮蔽線源となる設備・ 機器の形状,設備・機器と計算箇所の位置関係を踏ま え,球,無限円筒,有限円筒及び無限角柱とする。ま た,線源物質の自己遮蔽効果も考慮する。 本建屋及び本洞道における遮蔽計算方法を示すため に選定したP点に対する線源室,線源となる設備・機器 等,ガンマ線線源強度及び中性子線源強度を第21表 に示す。	
	2.2 計算モデル 《P1》〈A3.1〉地下1階南外壁:2次元円筒モデル 燃料集合体貯蔵室(422)の燃料集合体貯蔵チャンネルを線源とした地下1階南外壁の管理区域境界の遮蔽計算である。 線源となる燃料集合体貯蔵チャンネルは行ピッチ 0.80m,列ピッチ0.80mの1段×10行×22列配列の合計 220チャンネルで構成する。全Pu量の多くなるBWR燃料集合体がチャンネルに4体装荷されている状態を想定する。チャンネルの寸法は東西及び南北方向 0.40m,高さは燃料の有効長を考慮し、3.75mとする。第2.2-1図(1)に示すように、南北方向を軸とした直径9.06m×南北長さ7.60mの円筒に最大貯蔵能力 170t・HMのMOX(Pu富化度11%)が均一に分布する2次元円筒モデルである。	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	〈P2〉〈A4.1〉地上1階東西第2廊下(556):1次元球モデル輸送容器保管室(569)の燃料集合体用輸送容器を線源とした地上1階東西第2廊下(556)の管理区域境界の遮蔽計算である。 燃料集合体用輸送容器は輸送容器保管室に28基保管する。「Ⅱ-1 遮蔽設計に関する基本方針」の「別添-3 燃料集合体用輸送容器の線源条件について」に示すとおり,燃料集合体用輸送容器の体積を考慮し、半径1.05mの球モデルとする。線源である燃料集合体用輸送容器表面から1m離れた位置での線量当量率が100μSv/hとなるよう、中性子発生数を設定する。 燃料集合体用輸送容器1基のモデル図を第2.2-1図(2)に示す。燃料集合体用輸送容器7基の保管数を考慮し、計算結果を28倍することにより全線量率を評価する。	
	(P3) 〈A2. 5〉制御第4室(324):1次元球及び1次元無限円筒モデル スクラップ処理室(319)の再生スクラップ焙焼処理装置,燃料集合体洗浄検査室(325)の燃料集合体及び粉末調整第5室(均一化混合装置及び造粒装置)を線源とした制御第4室(324)の遮蔽計算である。再生スクラップ焙焼処理装置は、MOX粉末30.5kg・HMを内蔵する装置である。第2.2-1図(3)に示すように、MOX密度を2.1×10³kg・MOX/m³とした半径0.158mの1次元球モデルである。 燃料集合体洗浄検査室では、燃料集合体を2体取り扱う。燃料集合体1体当たりのPu量の多いPWR燃料集合体(断面積:0.214m×0.214m,高さ:燃料の有効長3.70m)を線源とする。計算では集合体1体(Pu富化度14%,505.0kg・HM)をモデル化し、第2.2-1図(4)に示す	

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	ように,上下方向を軸とした半径0.121mの1次元無限	
	円筒モデルである。燃料集合体数を考慮し計算結果	
	を2倍することにより全線量率を評価する。	
	均一化混合装置は,MOX粉末318kg・HMを内蔵する装	
	置である。第2.2-1図(5)に示すように,MOX密度を2.1	
	×10 ³ kg·MOX/m³とした半径0.345mの1次元球モデルで	
	ある。	
	造粒装置は,MOX粉末79.4kg・HMを内蔵する装置で	
	ある。第2.2-1図(6)に示すように, MOX密度を2.1×	
	10 ³ kg·MOX/m ³ とした半径0.217mの1次元球モデルであ	
	る。	
	燃料棒貯蔵室(316)の燃料棒貯蔵棚を線源とした	
	排風機室(404)の遮蔽計算である。	
	燃料棒貯蔵室には、2台の燃料棒貯蔵棚があり、1台	
	は段ピッチ0.75m, 行ピッチ0.80mの4段×10行×1列	
	配列で,他の1台は同一のピッチで4段×8行×1列配	
	列で、貯蔵マガジンを72体貯蔵する。貯蔵マガジンは	
	燃料棒256本を収納する。線源である貯蔵マガジンの	
	寸法は南北方向及び高さ0.40m,東西方向は燃料棒有	
	効長の3.75mとする。	
	第2.2-1図(7)に示すように、上下方向を軸とした	
	直径8.18m×高さ2.65mの円筒に最大貯蔵能力60t・HM	
	のMOX (Pu富化度17%) が均一に分布する2次元円筒モ	
	デルである。なお、2台の燃料棒貯蔵棚は離れている	
	が、保守側に一つの線源にモデル化している。	
	<p5> <a1.4>現場監視第2室(122):1次元球及び2次元円</a1.4></p5>	
	筒モデル	
	ペレット加工第3室(120)の研削設備及びペレット	
	検査設備,並びに,燃料棒貯蔵室(316)の燃料棒貯蔵	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	棚を線源とした現場監視第2室(122)の遮蔽計算であ	
	る。	
	研削設備は、1台当たり焼結ペレット88.5kg・HMを	
	内蔵しており、ペレット加工第3室に2台設置する。計	
	算では、1台をモデル化し、第2.2-1図(8)に示すよう	
	に,焼結ボート10基分の体積(0.295m×0.210m×高さ	
	0.100m×10基)を考慮した半径0.245mの1次元球モデ	
	ルである。台数を考慮し、計算結果を2倍することに	
	より全線量率を評価する。	
	ペレット検査設備には、1台当たり焼結ペレット	
	90kg·HMを内蔵しており、ペレット加工第3室に2台設	
	置する。計算では、1台をモデル化し、第2.2-1図(9)	
	に示すように、ペレット保管容器5基分の体積(0.268m)	
	×0.252m×高さ0.080m×5基)を考慮した半径0.186m	
	の1次元球モデルである。台数を考慮し、計算結果を	
	2倍することにより全線量率を評価する。	
	燃料棒貯蔵室のモデル化は, 第2.2-1図(7)に示す	
	ように, (P4)と同様である。	
	<p6> <a2.6>燃料棒加工第1室(314):2次元無限角柱モデル</a2.6></p6>	
	ペレット・スクラップ貯蔵室(113)のスクラップ貯	
	蔵棚及び製品ペレット貯蔵棚を線源とした燃料棒加	
	工第1室(314)の遮蔽計算である。	
	ペレット・スクラップ貯蔵室には,5台のスクラッ	
	プ貯蔵棚及び5台の製品ペレット貯蔵棚がある。スク	
	ラップ貯蔵棚は, 段ピッチ0.495m, 列ピッチ0.535mの	
	6段×1行×7列配列で、9缶バスケット又はペレット	
	保管容器を貯蔵する。製品ペレット貯蔵棚は、段ピッ	
	チ0.284m,列ピッチ0.535mの10段×1行×7列配列で,	
	ペレット保管容器を貯蔵する。	
	スクラップ貯蔵棚については, 第2.2-1図(10)に示	
	すように, 東西方向を軸とし, 収納パレット及び棚上	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	部遮蔽体で囲まれた行方向0.303m×段方向0.250mの	
	線源が6段配列された2次元無限角柱モデルである。1	
	列分の線源量は,最大貯蔵能力10t・HMのMOX(Pu富化	
	度18%)を35分の1した量であり、列方向の線源部分の	
	長さ0.303mで除した値が単位長さ当たりの線源量と	
	なる。	
	製品ペレット貯蔵棚については, 第2.2-1図(11)に	
	示すように、東西方向を軸とし、収納パレット及び棚	
	上部遮蔽体で囲まれた行方向0.250m×段方向0.080m	
	の線源が10段配列された2次元無限角柱モデルであ	
	る。1列分の線源量は,最大貯蔵能力6.3t・HMのMOX(Pu	
	富化度18%)を35分の1した量であり、列方向の線源部	
	分の長さ0.266mで除した値が単位長さ当たりの線源	
	量となる。	
	スクラップ貯蔵棚及び製品ペレット貯蔵棚の計算	
	値を合算することにより、全線量率を評価する。	
	〈P7〉〈A2.9〉燃料棒加工第3室(322):2次元円筒モデル	
	燃料棒貯蔵室(316)の燃料棒貯蔵棚を線源とした	
	燃料棒加工第3室(322)の遮蔽計算である。	
	燃料棒貯蔵室には、2台の燃料棒貯蔵棚があり、1台	
	は段ピッチ0.75m, 行ピッチ0.80mの4段×10行×1列	
	配列で、他の1台は同一のピッチで4段×8行×1列配	
	列で、貯蔵マガジンを72体貯蔵する。 貯蔵マガジンは	
	燃料棒256本を収納する。線源である貯蔵マガジンの	
	寸法は南北方向及び高さ0.40m, 東西方向は燃料棒有	
	効長の3.75mとする。	
	第2.2-1図(12)に示すように,南北方向を軸とした	
	直径3.56m×南北長さ14.0mの円筒に最大貯蔵能力	
	60t・HMのMOX(Pu富化度17%)が均一に分布する2次元	
	円筒モデルである。なお、2台の燃料棒貯蔵棚は離れ	
	ているが、保守側に一つの線源にモデル化している。	

〈P8〉〈D9〉ペレット一時保管室遮蔽扉:2次元円筒モデルペレット一時保管室(119)のペレット一時保管設備を線源としたペレット加工第1室(126)の方向の遮蔽扉の遮蔽計算である。	発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
ペレットー時保管室には、3台のペレットー時保管棚がある。ペレットー時保管網の配易とメ8行メ1列配列で、焼結ボート及びペレット保管容器(4基)を一時保管する。第2.2-1図(13-1)から第2.2-1図(13-4)に示すように、ペレットー時保管棚の1行(8段分)に対して、上下方向を軸とし、収納パレット及び棚上部遮蔽体で囲まれた線瀬を8段配列した状態を懐擬した2次元円筒モデルである。ペレットー時保管設備では、線源周りの遮蔽厚さの異なる2種類の収納パレットを取り扱うため、側面方向のポリエチレン厚さが6mmである4基の収納パレット-2を線量率計算箇所に最も近い行の上から5段目から8段目に配置する場合を想定した。また、線源周り遮蔽体厚さについては、ペレットー時保管棚の配列による遮蔽効果を考慮し、行ごとにそれぞれ第2.2-1図(13-1)から第2.2-1図(13-4)に示すようなモデルを設定した。線源となる貯蔵単位の大きさは、焼結ボートの寸法(0.295m×0.210m)及びペレットが搭載される部分の高さを考慮し、半径0.140m、高さ0.050mの円筒形状とした。また、貯蔵単位の線原量は、最大貯蔵能力1.7t・HMのMOX(Pu富化度18%)を192分の1した量である。ペレットー時保管棚24行(8行×3棚)についてそれぞれ評価し、計算値を合算することにより全線量率を評価する。		(P8) 〈D9〉ペレットー時保管室遮蔽扉: 2次元円筒モデルペレットー時保管室(119)のペレットー時保管設備を線源としたペレット加工第1室(126)の方向の遮蔽扉の遮蔽計算である。ペレットー時保管室には、3台のペレットー時保管棚がある。ペレットー時保管室には、3台のペレットー時保管棚がある。ペレットー時保管部と、類2・2・1図(13-4)に示すように、ペレット保管容器(4基)を一時保管する。第2・2・1図(13-1)から第2・2・1図(13-4)に示すように、ペレットー時保管棚の1行(8段分)に対して、上下方向を軸とし、収納パレット及び棚上部遮蔽体で囲まれた線源を8段配列した状態を模擬した2次元円筒モデルである。ペレットー時保管設備では、線源周りの遮蔽厚さの異なる2種類の収納パレットを取り扱うため、側面方向のポリエチレン厚さが6mmである4基の収納パレット-2を線量率計算箇所に最も近い行の上から5段目から8段目に配置する場合を想定した。また、線源周り遮蔽体厚さについては、ペレットー時保管棚の配列による遮蔽効果を考慮し、行ごとにそれぞれ第2・2・1図(13-1)から第2・2・1図(13-4)に示すようなモデルを設定した。線源となる貯蔵単位の大きさは、焼結ボートの寸法(0・295m×0・210m)及びペレットが搭載される部分の高さを考慮し、半径0・140m、高さ0・050mの円筒形状とした。また、貯蔵単位の線源量は、最大貯蔵能力1・7t・HMのMOX(Pu富化度18%)を192分の1した量である。ペレットー時保管棚24行(8行×3棚)についてそれぞれ評価し、計算値を合算することにより全線量率	DIE 1.7

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	(P9) 〈A1. 7〉粉末調整第2室:2次元円筒モデル 粉末一時保管室(110)の粉末一時保管設備を線源 とした粉末調整第2室(115)の遮蔽計算である。 粉末一時保管室には、12台の粉末一時保管装置が あり、J60、J85等の貯蔵単位を1段×47行×2列配列で 一時保管する。 第2. 2-1図(14)に示すように、粉末一時保管設備の 1貯蔵単位に対して、上下方向を軸とし、ピット遮蔽 体で囲まれた内半径0.100m・外半径0.204m×高さ 0.355mの円環形状の貯蔵単位(J60)を線源とした2次 元円筒モデルである。MOX密度は、2.1×10³kg·MOX/m³ とした。1貯蔵単位の線源量は、最大貯蔵能力6.1t・HM のMOX(Pu富化度33%)を94分の1した量である。コンク リート閉止部から見込むことのできる12貯蔵単位を 線源として考慮し、計算値を12倍することにより全 線量率を評価する。	
	2.3 計算コード、核定数ライブラリ 遮蔽計算には、「Ⅱ-1 遮蔽設計に関する基本方針」 の"6. 遮蔽計算に用いる計算コード及び核定数ライブ ラリ"に示す1次元輸送計算コードANISN ⁽¹⁾ 、2次元輸送 計算コードDOT ⁽²⁾ 、核定数ライブラリJSD120 ⁽³⁾ を用いる。	
	 2.4 線量率換算係数 「II-1 遮蔽設計に関する基本方針」の"7. 線量率 換算係数"に示される線量率換算係数を用いる。 2.5 遮蔽体 遮蔽体のモデル化に当たっては,誤差等を考慮し安全裕度を見込んだ厚さ及び密度を用いる。 遮蔽計算に用いる物質の密度は普通コンクリート 	

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	2.15×10³kg/m³, ステンレス鋼(JIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)又はJIS G 4305(冷間圧延ステンレス 鋼板及び鋼帯)に定める SUS304)7.8×10³kg/m³, 鋼材(JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)に定めるSS400)7.8×10³kg/m³,ポリエチレン(JIS K 6922-1(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料)に定めるポリエチレン)0.93×10³kg/m³,鉛11.0×10³kg/m³,含鉛メタクリル樹脂1.55×10³kg/m³とする。	
	3. 遮蔽計算結果 本建屋及び本洞道におけるP点の線量率計算結果を第 31表に、A点の線量率計算結果を第32表に、遮蔽扉 のA点の線量率計算結果を第33表に、遮蔽蓋の線量率 計算結果を第34表に示す。 第31表、第32表、第33表及び第34表に示す計 算結果より、各線量率計算箇所での線量率は、「遮蔽設 計の基準となる線量率」を満足している。	
	4. 参考文献 (1) Ward W. Engle, Jr., "A Users Manual for ANISN: A One Dimensional Discrete Ordinates Transport Code with Anisotropic Scattering", Oak Ridge National Laboratory, 1967, K-1693. (2) W. A. Rhoades et al., "The DOTⅢ Twodimensional Discrete Ordinates Transport Code", 1973, ORNL-TM-4280. (3) 小山他,「遮蔽材料の群定数-中性子100群・ガンマ線20群・P₅近似-」, JAERI-M 6928 (1977).	
	第21表 P点に対する線源一覧 第31表 P点の線量率計算結果	

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	第32表 A点の線量率計算結果 第33表 遮蔽扉の線量率計算結果 第34表 遮蔽蓋の線量率計算結果 第11図 遮蔽設計の基準となる線量率及び遮蔽計算代 表点等 第2.2-1図 計算モデル図	
	II-2-2 加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	
	本計算書は、加工施設からの直接線及びスカイシャイン線に関する計算方法を示すとともに、計算結果が法令で定める周辺監視区域外における線量限度を満足していることにより、 遮蔽設計の妥当性を示すものである。	
	1. 評価方法の概要 加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による 一般公衆の線量の評価に当たっては、周辺監視区域境界 において実効線量を計算し、評価する。 ガンマ線及び中性子線線源は、加工施設における貯蔵 施設及び廃棄施設の放射性物質の最大貯蔵能力から設 定し、実効線量は十分信頼性のある1次元輸送計算コー ドANISN(1)を用いて計算する。	
	2. 評価条件 (1) 線源 線量の評価に用いる線源は、貯蔵施設及び廃棄施設 のうち、燃料集合体貯蔵設備における燃料集合体の最 大貯蔵能力を考慮し、設定する(第22表参照)。	

発電炉 (東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	その他の貯蔵設備は、地下3階または地下2階に設置しており、設備を取り囲むコンクリート壁、建屋外壁等により、普通コンクリート1.80m以上の遮蔽を有している。したがって、燃料集合体貯蔵設備以外の貯蔵施設及び廃棄施設の線源については、その量、建屋内の配置及び床、壁等による減衰により、燃料集合体貯蔵設備かたの線景に比べて小さく無視できる。	
	蔵設備からの線量に比べて小さく無視できる。 (2) 計算モデル 線源となる燃料集合体貯蔵チャンネルは行ピッチ 0.80m, 列ピッチ0.80mの1段×10行×22列配列の合計 220チャンネルで構成する。全Pu量の多くなるBWR燃料 集合体がチャンネルに4体装荷されている状態を想定する。チャンネルの寸法は東西及び南北方向0.40m,高さは燃料の有効長を考慮し、3.75mとする。 第21図に示すように、半径4.89mの球に最大貯蔵能力170t・HMのMOX(Pu富化度11%)が均一に分布する球モデルである。	
	(3) 評価地点 実効線量の評価地点は,周辺監視区域境界上とす る。	
	(4) 評価方法 評価地点における放射線束の計算は,「Ⅱ-1 遮蔽 設計に関する基本方針」の "6. 遮蔽計算に用いる計 算コード及び核定数ライブラリ"に示す 1 次元輸送計 算コード ANISN 及び JSD120 群ライブラリ ⁽²⁾ を用い て,直接線及びスカイシャイン線を一括して評価す る。 評価においては、線源は球形状にモデル化し、ま	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	た,遮蔽は燃料集合体貯蔵設備を取り囲む側面及び天井方向のコンクリート壁等を考慮し、普通コンクリート1.50mとする。普通コンクリートの外側は、評価点までの距離に対して十分な空気領域を設定し、普通コンクリートを通過した放射線の全ての方向に対する空気中での散乱を考慮することにより、直接線・スカイシャイン線を一括して評価している。壁厚については、第21表に示すとおり、貯蔵施設周りと外壁の合計で、燃料集合体貯蔵施設は1.50m以上、それ以外の貯蔵施設は1.80m以上である。放射線束から実効線量への換算は、「II-1遮蔽設計に関する基本方針」の"7.線量率換算係数"に示される線量率換算係数を用いる。遮蔽計算に用いる物質の密度は普通コンクリート2.15×103kg/m3とする。なお、燃料集合体貯蔵室の天井に設置する〈H9〉から〈H12〉の遮蔽蓋の材質はステンレス鋼(厚さ9.2×10-2m)及びポリエチレン(0.40m)であるが、第22図に示すとおり、普通コンクリート0.3m以上の遮蔽機能を有していることから、遮蔽体を普通コンクリート1.50mとする評価に影響を与えない。	
	 3. 評価結果 実効線量が最大となるのは、加工施設から周辺監視区域境界までの距離が最短(約450m)となる南南西方向の周辺監視区域境界上の地点(第31図参照)である。評価の結果、直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の実効線量は年間3×10⁻⁴mSv となる。 4. 参考文献 (1) Ward W. Engle, Jr., "A Users Manual for ANISN: A One Dimensional Discrete Ordinates 	

発電炉(東海第二)	MOX 燃料加工施設	備考
	Transport Code with Anisotropic Scattering", Oak Ridge National Laboratory, 1967, K-1693. (2) 小山他,「遮蔽材料の群定数-中性子100群・ガンマ 線20群・P₅近似-」, JAERI-M 6928 (1977).	
	第21表 評価上考慮する壁厚 第22表 直接線及びスカイシャイン線に対する線源強度 第21図 燃料集合体貯蔵設備:線量率計算モデル図(線源形状:球) 第22図 コンクリートとポリエチレンの線量率減衰比較 第31図 加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による一般公衆の線量率評価地点	
	(こよる一版公永の) 大田地川	

<u>令和3年8月26日 R1</u>

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
1	安全機能を有する施設は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。 安全機能を有する施設は、放射線業務従事者の放射線障害を防止するために必要な遮蔽等を適切に設置すること、主要な線源となる貯蔵設備を地下階に設置すること及びMOX燃料加工施設から周辺監視区は対象によるの関係を表現した。	Ⅱ-1遮蔽設計に関する 基本方針	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床、レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について	
2	域境界までの距離を確保することにより、通常時においてMOX燃料加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量を合理的に達成できる限り低減し、周辺監視区域外における線量限度に比べ十分に下回るような遮蔽設計とする。	の平常時における直接	【公衆の線量率の評価】 ・加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による公衆の被ばく線量評価に係る評価条件と評価結 果を記載	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床,レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について	
3	MOX燃料加工施設内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、通常時の放射線業務従事者の被ばく線量が適切な作業管理とあいまって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」を満足できる遮蔽設計とする。	Ⅱ-1遮蔽設計に関する 基本方針	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床、レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について	
		Ⅱ-1遮蔽設計に関する 基本方針	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【遮蔽設計の基準となる線量率の設定】 ・放射線業務従事者が立ち入る場所に対する遮蔽設計の基準となる線量率を放射線業務従事者の立入時間等を考慮して設定する。	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床,レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について	
4	放射線業務従事者の立入頻度及び立入時間を考慮し、遮蔽設計の基準となる線量率を設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分し、区分ごとの基準線量率を満足するよう遮蔽設備を設置する設計とする。		【各部屋の線量率の評価】 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載(開口部に設置する遮蔽設備の評価を含む)。	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床、レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について <線量率計算箇所の選定> →遮蔽評価における評価点となる線量率計算箇所の選定の考え方について補足する。 [補足遮2]MOX燃料加工施設の遮蔽計算における線量率計算箇所の選定について	
		缶一時保管設備の放射	【原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率の評価】 ・貯蔵施設のうち、設置する部屋に他の設備が設置される原料MOX粉末缶一時保管設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	※補足すべき事項の対象なし	
		Ⅱ-4-1 分析設備の放射線遮蔽に関する計算書	【分析設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う分析設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	※補足すべき事項の対象なし	
		Ⅱ-4-2 小規模試験設備の放射線遮蔽に関する計算書	【小規模試験設備の線量率の評価】 ・核燃料物質を手作業で取り扱う小規模試験設備の線量率評価に係る評価条件と評価結果を記載。	※補足すべき事項の対象なし	

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
5	遮蔽設備は、主に建屋壁遮蔽、遮蔽扉、遮蔽蓋、グローブボックス遮蔽、補助遮蔽から構成する。	【遮蔽設備の定義】 ・遮蔽設備の種類及び使用する主な材質を記載。	
6	遮蔽設備に開口部又は貫通部がある場合で、開口部又は貫通部により遮蔽設計の基準となる線量率を超えるおそれのある場合には、以下に示すような放射線の漏えいを防止するための措置を講じ、遮蔽設計の基準となる線量率を満足する設計とする。 ・建屋壁遮蔽に開口部を設ける場合、人が容易に接近できないような場所(通路の行き止まり部、高所等)へ設置する。 ・遮蔽設備を貫通する搬送路、ダクト、配管については、開口部及び貫通部が線源を直接見通さないような場所に設置する。 ・遮蔽設備の開口部及び貫通部には、遮蔽扉、遮蔽蓋又は補助遮蔽を設置する措置を講ずる。	【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。	<既認可からの変更点> →既認可からの変更点(建屋の増床,レイアウト変更等)が遮蔽評価に与える影響について補足する。 [補足遮1]遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係る既認可からの変更点について
7	遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な 安全裕度を見込む。また、遮蔽計算においては、許認可において使用実績があり、信頼性のある計算 コードを使用する	 【基本的な考え方】 ・遮蔽設計の基本方針を記載。 【線源の設定】 ・安全裕度を見込んだ線源の設定条件を記載。 【諸条件の設定】 ・評価に使用する計算コード等の諸条件及び線量率の評価箇所の設定,線量率の合算等の考え方を記載。 	

基	本設計方針からの展開で抽出	¦された補足説明が必	公要な項目
全般	全般 「横見海1」【遮蔽01】遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に		
		[補足遮1]	【遮蔽01】遮蔽設計の基本方針に関するMOX燃料加工建屋に係
平常 カイ の評 全般 認可からの変更	部刊かり及民について		
1.2 線量率計算箇所の選定	<線量率計算箇所の選定>	[補足遮2]	【遮蔽02】MOX燃料加工施設の遮蔽計算における線量率計算箇所の 選定について
	全般 全般 全般 全般	全般 全般 全般 全般 全般 全般	全般

	発電炉の補足説明資料の説明項目	展開要否	理由
	発電炉の補足説明資料には、本条文に該当する内容の資料はない。		

発電炉の補足説明資料には本条文に該当する内容の資料はないが,基本設計方針からの展開にて抽出された補足すべき事項があるため,別紙5③にて全体構成と分割申請回次を整理する。

古海第一双電形 建口部阳次料	MOV燃料 to T 按記 精 見 語 明 次率	西州朱广	補足すべき	事			申請回次					
東海第二発電所補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料	記載概要	項	第1回	第1回 記載概要	第2回	第2回 記載概要	第3回	第3回 記載概要	第4回	第4回 記載概要	
	遮蔽設計の基本方針に関するMOX 燃料加工建屋に係る既認可からの 変更点について	設計変更等の既認可からの が遮蔽設計の評価条件等に る影響について補足する。	変更 .与え [補足遮1]	【遮蔽01】遮蔽 設計の基本方針 に関するMOX燃 料加工建屋に係 る既認可からの 変更点について	受計変更等の既認可からの変更 が遮蔽設計の評価条件等に与え る影響について補足する。							
	MOX燃料加工施設の遮蔽計算にお ける線量率計算箇所の選定につい て	燃料加工建屋の遮蔽評価に る評価点の考え方について する。	.おけ 補足 [補足遮2]	【遮蔽02】MOX 燃料加工施設の 遮蔽計算におけ る線量率計算箇 所の選定につい	然料加工建屋の遮蔽評価におけ る評価点の考え方について補足 ける。							

凡例

・「申請回次」について
○: 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△: 当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
-: 当該申請回次で記載しない項目

別紙 6

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。